
令和3年度税制改正に関する要望

令和2年10月

日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の甚大な影響を受け、国難とも言うべき厳しい局面に置かれております。経済活動の抑制を強いられたことで内外の需要が停滞するとともに、雇用や GDP 等についても落込みが見られる事態となっており、先行きが厳しい状況が見込まれているところです。

こうした中、政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2020」においては、感染症が収束した後の新しい未来に向けた新たな経済社会の姿を実現するために、感染症拡大防止策と経済活動の段階的引上げを進めるとともに、変化を取り入れて多様性を活かすことによりリスクへの耐性を高めながら、我が国が持つ独自の強み・特性を活かした経済社会の実現を目指す方針が取りまとめられました。

我々証券業界及び資産運用業界としても、新型コロナウイルス感染症に適切に対応しつつ、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現を通じて、我が国経済の一層の発展及び「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進に資するよう全力で取り組んでまいります。

つきましては、令和 3 年度（2021 年度）税制改正に関し、新型コロナウイルス感染症対策として、税務手続きのオンライン化を促進すること、「国際金融都市」としての競争力強化のため、金融所得課税の更なる一体化を進めること、世代間の資産承継を円滑にするため、上場株式等の相続税評価を見直すこと、人生 100 年時代・多様な働き方と新たなライフスタイルの時代において、家計が安心して中長期的な資産形成に取り組めるよう支援するため、NISA 制度を恒久的な制度とすることなど、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

要 望 事 項

I 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策等に係る税制措置

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、税務手続等のオンライン化を推進するための措置を講じること
- ② 世界的な経済活動の抑制による国民の収入又は手持ち資金の減少に対応するために、勤労者財産形成貯蓄制度における換金時の遡及課税の免除等の措置を講じること
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、投資法人等がテナントに対して賃料の支払いを猶予した場合に導管性要件を緩和する等、所要の措置を講じること

II 金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に係る税制措置

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること（注1、2）
（注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること
（注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること
- ② 以下の非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること
 - ・ 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
 - ・ 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する種類株式のうち、その募集が公募により行われているもの
- ③ 個人投資家が受け取る株券貸借取引に係る品貸料等について、他の金融所得と同じ取り扱い（税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、並びに特定口座での取扱い、源泉徴収及び申告不要）とすること
- ④ 電子記録移転有価証券表示権利等（いわゆるセキュリティ・トークンに該当する有価証券）について、以下の措置を講じること
 - ・ 金融商品取引業者等における電子記録移転有価証券表示権利等の管理（金融商品取引法第43条の2第1項第2号に規定する預託）を、税法上の「保管の委託」の範囲に含めること
 - ・ 電子記録移転有価証券表示権利等から発生する所得について、非課税法人等に係る非課税措置及び金融機関等に係る源泉徴収の不適用制度の対象とすること

Ⅲ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税評価等の見直し

- ① 資産間における相続税の負担感の差により投資家の資産選択を歪めることがないよう、以下の措置を講じること
 - ・ 上場株式等の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること
 - ・ 上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること
- ② 投資家が上場株式等を安心して保有し続けられる環境を整備するため、以下の措置を講じること
 - ・ 被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば5年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること
 - ・ 上場株式等による物納の場合には、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」を要件から外すとともに、物納申請時に提出する書類から「金銭納付を困難とする理由書」の提出を要しないものとする
- ③ 世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
 - ・ 上場株式等を一定の時点から 10 年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば 50%）減額する措置を講じること
 - ・ 被相続人が相続発生の 3 年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の 30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後 3 年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
- ④ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後 3 年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

Ⅳ 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

1. NISA の拡充・利便性向上等

- ① 令和 2 年度税制改正による NISA 制度の変更について、投資者の利便性及び証券会社等の実務に与える影響に配慮したものとする
- ② 企業から支払われる職場積立 NISA の奨励金を非課税とすること
- ③ つみたて NISA の投資対象商品について、対象となる指定インデックスを拡大するとともにアクティブ運用投資信託等に係る制限を緩和すること
- ④ つみたて NISA において、長期・積立・分散投資に適した一定の投資一任契約を制度対象として明確化し、ポートフォリオのリバランスに係る制限を緩和すること
- ⑤ NISA 口座から特定口座への払出の際に、移管元の NISA 口座内の同一年分の同一銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること
- ⑥ 被相続人が一般 NISA・つみたて NISA で保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること
- ⑦ NISA 口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること

2. NISA 制度の恒久化・根拠法の制定等

- ① NISA 制度を恒久化又は延長すること
- ② NISA が国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法(NISA 法)を制定すること
- ③ 取得後 5 年又は 20 年とされている NISA の非課税保有期間を恒久化又は延長すること

3. 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ② 確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること
 - ・ 拠出限度額の見直し（特に第 2 号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること）
 - ・ マッチング拠出の弾力化
 - ・ 退職準備世代に対して追加の拠出枠（キャッチアップ拠出）を設けること
 - ・ 中途引出要件の緩和
 - ・ 老齢給付金の受給要件の緩和
 - ・ 国民年金の第 3 号被保険者が個人型確定拠出年金に拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること

V 「国際金融都市」としての競争力強化のための税制措置

- 金融人材、資金、情報が集積する「国際金融都市」としての地位向上のため、海外金融機関等の受入れに係る環境整備に資するための税制措置を講じること

VI 地方創生のための税制措置

- 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること）

VII SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること）

VIII 金融所得に対する課税のあり方に係る税制措置

1. 金融所得に対する課税のあり方の検討に際しての留意事項

- 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

2. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

3. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

Ⅸ 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

1. 特定口座の利便性向上

- ① 源泉徴収選択口座における投資一任契約に係る費用の取扱いについて、確定申告を行う場合と整合的なものとする
- ② 上場株式等の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税を繰延べるとともに、当該上場株式が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ③ 上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び対象債券の範囲の拡充を図ること
- ② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること
- ③ 一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

X その他の税制措置

- 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、第三者への株式譲渡による事業承継について、譲渡益課税を猶予する措置を講じること
- 投資信託等（証券投資信託・ETF・JDR・REIT等）に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
- 投資法人等に措置されている登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を延長すること
- 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

各要望項目の説明

I 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策等に係る税制措置

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、税務手続等のオンライン化を推進するための措置を講じること

2020年7月17日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2020」において、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて、大都市において人口密度が高く、集住して日常活動を行うことのリスクや、経済機能等の国の中枢機能が一極に集中していることのリスクが改めて認識されるとともに、感染症対応策の実施を通じて、受給申請手続・支給作業の一部で遅れや混乱が生じるなど、特に行政分野でのデジタル化・オンライン化の遅れが明らかになったとの指摘がなされております。

こうした指摘を踏まえ、行政手続のデジタル化・オンライン化への動きが加速しているところでございますが、税務手続においても、同様にオンライン化を推進するための措置を講じることがを要望いたします。

特に、所得税法等の規定により、顧客が金融機関に提出する書類、金融機関が顧客に交付する書類、金融機関が税務署に提出する書類のうち、インターネット等を通じた電磁的方法によるやりとりが認められず、書面のみでやりとりすることが義務付けられているものがまだ多く存在します。こうした書類について、電磁的方法によるやりとりを認めていただくことを要望いたします。

【経済財政運営と改革の基本方針2020(抜萃)】

第3章「新たな日常」の実現

(4) 変化を加速するための制度・慣行の見直し

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁が大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上に取り組み、目標に基づき進捗管理を行う。

- ② 世界的な経済活動の抑制による国民の収入又は手持ち資金の減少に対応するために、勤労者財産形成貯蓄制度における換金時の遡及課税の免除等の措置を講じること

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は世界的な経済活動の抑制をもたらし、家計の収入又は手持ち資金の減少が指摘されています。これに対して、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（2020年4月20日閣議決定）において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、人々が連帯して一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない」と示され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うための特別定額給付金事業が実施され、その他にも、様々な給付金・助成金・補助金による支援が行われているところです。この緊急事態に鑑み、投資者が保有する資産を柔軟に活用できるよう、以下の点を要望いたします。

- ① 勤労者財産形成貯蓄制度（住宅／年金）においては、その貯蓄目的以外での払出しを行った場合は課税の対象となりますが、新型コロナウイルス感染症に感染又は緊急事態宣言により就業不能となり収入が減少した等、一定の要件を満たす居住者については、目的外の払出しは課税を免除することを要望いたします。
- ② 確定拠出年金制度及びジュニア NISA では、一定年齢に達するまで払出しが制限されておりますが、一定の要件を満たす居住者についてはその制限を撤廃することを要望いたします。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関連して、一時的な資金繰り及び事務遂行ができない状況となる等の投資者については、確定拠出年金の月次拠出を猶予すること及びその後に事務遂行ができる状況となった際には、後追いで拠出することを認めることを要望いたします。
- ④ 中小事業主掛金納付制度を導入している中小事業主においては、事業主掛金の納付が困難になる事態も想定されるため、特例による事業主掛金の納付猶予を認めることを要望いたします。
- ⑤ iDeCo 及び NISA 口座において管理される有価証券を担保とした貸付け（証券担保ローン）を可能とすることにより、投資者が保有する資産を最大限活用できるようにすることを要望いたします。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、投資法人等がテナントに対して賃料の支払いを猶予した場合に導管性要件を緩和する等、所要の措置を講じること

新型コロナウイルス感染症の影響で、賃料を支払えないテナントが増え、不動産賃貸業者において未収賃料の計上が増加していることに鑑み、国土交通省は、本年3月に不動産賃貸業者に対し、テナントの置かれた状況に配慮し、賃料の支払いの猶予に応じる等の柔軟な措置の実施を検討するよう要請が発出されております。また、金融庁も、本年5月に不動産投資法人に対して同様の要請を発出しております。

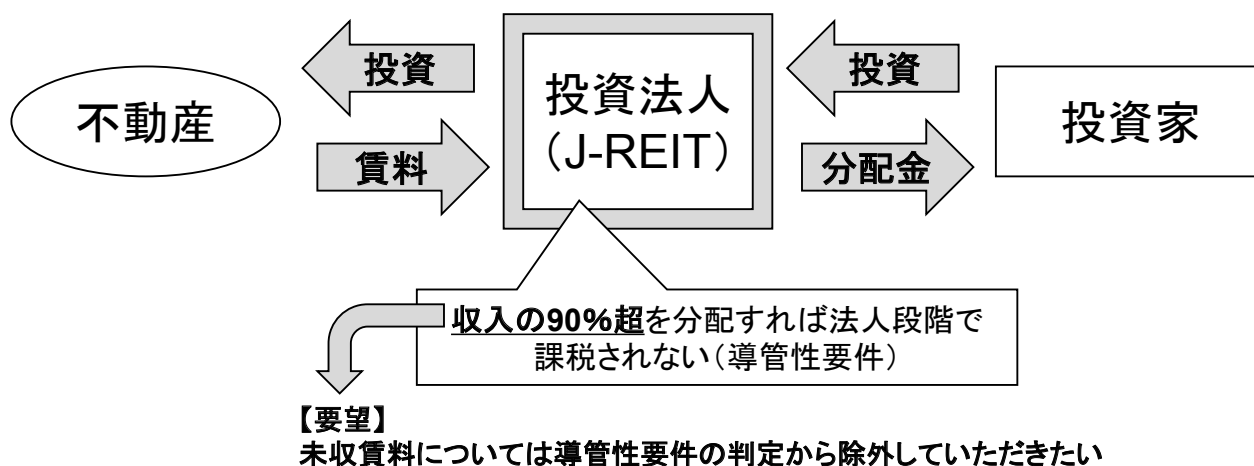
投資法人においては、導管性要件として利益の90%超の配当が求められるところ(90%配当要件)、上記に応じて賃料の支払いを猶予した場合でも、未収賃料が計上される一方で(90%配当要件の分母)、分子となる配当は現実には支払うことを要します。

そのため上記賃料の支払いの猶予により現金収入が減少して、配当の原資を十分に確保できずに90%以下となった場合には、導管性が破綻する恐れがあります。このような事情に鑑み、一定の未収賃料額については90%ルールの方母から控除する等の所要の措置を要望いたします。

また、仮に導管性が維持できて分配金の額を損金算入できたとしても、益金から損金を除いた額は課税の対象となり、やはり配当原資の不足から通常ほとんど発生していない法人税の負担が増加する恐れがございます。そのため、当該未収賃料については、一時的に益金不算入とすることを認める等の所要の措置を要望いたします。

併せて、支払猶予が長期化し、未収賃料について回収可能性が低いとの判断に至った場合、会計上は貸倒引当金繰入れを求められますが、税務上は原則として貸倒引当金繰入れが全額否認されるため損金算入できず、導管性の破綻や所得に対して課税が生じる恐れがございます。そのため、一定の未収賃料について、一定期間にわたる調整措置を設けることを要望いたします。

【投資法人に係る導管性要件のイメージ】



Ⅱ 金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に係る税制措置

① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること（注1、2）

（注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること

（注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

金融資本市場・経済のボーダーレス化や新たな金融商品の開発等に伴って、投資手法の多様化が進んでいます。こうした中で、個人投資家が長期的な視野を持って金融商品に投資することを可能とするためには、安定的でわかりやすい税制とすることが重要であり、金融商品間の中立性に配慮し、個人投資家のリスク許容度を高めるための制度整備として、金融所得全般に対する一体課税について、その更なる促進を図る必要があると考えます。

公社債や公社債投資信託に係る損益については、2016年1月より株式や株式投資信託と通算することが可能となっています。投資リスクの分散・軽減のためには、性質や特徴の異なる様々な金融商品を活用したヘッジ取引が不可欠であることを踏まえれば、デリバティブ等の金融商品から生じた損益についても、株式等の譲渡損益との通算の対象とするなど、損益通算の範囲を拡大し、投資者がよりリスク資産に投資しやすい環境を整備することが急務であると考えられます。

また、与党「令和2年度税制改正大綱」においては、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する」との記述が盛り込まれています。本年7月に発足した総合取引所に「国際金融センター」機能の一翼を担わせるためにも、デリバティブ取引に係る投資者の利便性を高め、市場に十分な規模や流動性をもたらすことが必要不可欠と考えます。

以上を踏まえ、現行税法上は総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含みます。）の差金等決済に係る損益や私募株式投資信託等（会社型投資信託を含みます。）の配当等を申告分離課税としたうえで、デリバティブ取引全般を金融商品に係る損益通算の範囲に含めることを要望いたします。

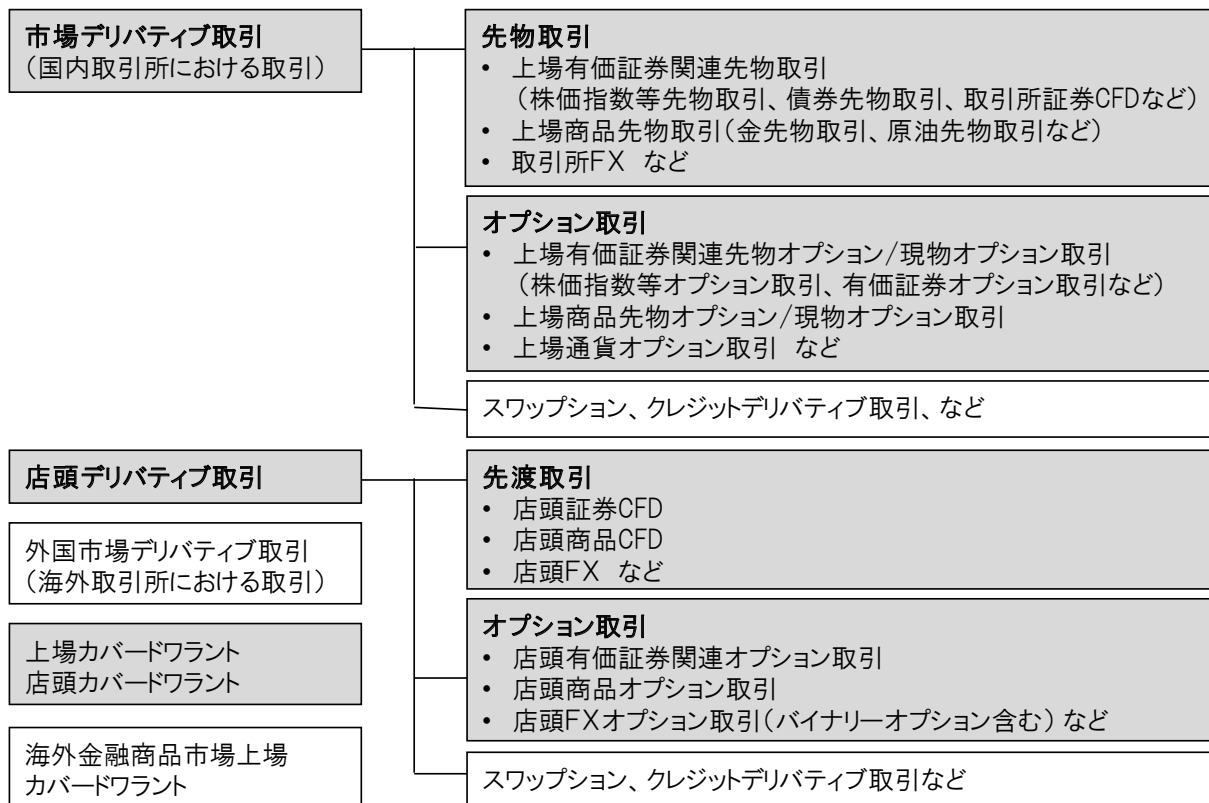
また、その実施に際しては、投資者及び証券会社等が対応可能な簡素な仕組みにするともに、実務面に配慮し準備期間を設けることをあわせて要望いたします。

【デリバティブ取引に係る金融所得課税一体化のイメージ】

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離⇒申告分離	2016年1月～ 非課税⇒申告分離
デリバティブ取引等	申告分離	
預貯金等	源泉分離	-

【デリバティブ取引の範囲の概要】



(注) 網掛けの商品内で損益通算可能(申告分離課税)
網掛けのない商品は総合課税

- ② 以下の非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること
- ・ 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
 - ・ 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する種類株式のうち、その募集が公募により行われているもの

株主コミュニティ制度は、地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、非上場株式の取引・換金ニーズに応えることを目的とした非上場株式の流通取引・資金調達の制度で、地域に成長資金の供給を促すツールとしての役割が期待されています。2020年7月17日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」では、地域経済の活性化のため、「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」ための具体的取組の一つとして「地域発のイノベーションの創出の促進」、「地域企業等に対する成長資金の確保」が掲げられました。地域への成長資金供給を促す株主コミュニティ制度は、こうした取組にも合致するものであり、今後、活用が広がるものと考えます。

また、2015年7月に発行されたトヨタAA型種類株式は、取引所に上場していない非上場株式であるものの、発行会社による取得条項や普通株式への転換条項、配当率の累積条項等を付した形で公募により発行され、投資者から高い支持を得ました。こうした種類株式を活用した企業の新たな資金調達手法や株主還元策の実施については、これからより多くの企業で導入されることが想定されます。

しかし、現行税法上、これらの非上場株式については、配当金について総合課税され、上場株式等の譲渡損失との損益通算ができず、その譲渡所得についても、上場株式等の譲渡所得等との損益通算や、譲渡損失に係る配当所得との損益通算及び繰越控除の適用ができないこととされています。

地域経済への成長資金の供給を促すとともに、発行会社における多様な資本政策の実現に資する観点から、これらの非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めることを要望いたします。

- ③ 個人投資家が受け取る株券貸借取引に係る品貸料等について、他の金融所得と同じ取り扱い（税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、並びに特定口座での取扱い、源泉徴収及び申告不要）とすること

我が国の株式市場において、顧客の保有する株式を機関投資家等に貸し出す貸株制度は、市場の流動性向上による公正な価格形成の実現及び決済の安定性の向上に寄与しております。もともと貸株制度については、1997年6月の証券取引審議会報告書において、信用取引制度の枠組みに収まらないニーズに対応するため、市場整備の一環として制度整備が提言されたものですが、近年、その意義は益々大きくなってきていると考えられます。

貸株取引における主な株券の貸し手は信託銀行やオンライン証券会社です。前者は、貸株量は多いものの、主な貸付原資が年金や投資信託の指数連動型（パッシブ）の運用資産であることから、供給の中心は所謂大型株となっております。対して、多くのオンライン証券会社は、個人投資家に貸株サービスを提供しており、本サービスを介して、大型株だけでなく個人投資家の保有比率が高い小型株や新興市場銘柄等についても貸株市場への供給が行われております。しかしながら、現状、中小型株貸株の供給主体でもある個人投資家からの貸株については、貸し手が受け取る貸株金利（いわゆる品貸料）や配当金相当額は、雑所得として取り扱われ、申告分離課税や損益通算ができないために、利用者が頭打ちの状況となっているとの指摘がございます。

前述のとおり、中小型株貸株の主な保有者は個人投資家になるため、貸株に係る税制上の問題を是正することにより、中小型株銘柄・新興市場銘柄の貸株供給環境が改善することで、マーケット・メイカーによる一層の流動性供給が期待でき、当該銘柄の流動性の向上につながると考えられます。

また、貸株に係る税制上の課題が解消されることにより、個人投資家は一層の貸株金利収入獲得の機会が得られるようになり、配当とともに株式を保有することのインセンティブが高まり、家計の安定的な資産形成にも資するものと考えます。

以上の観点から、個人投資家が受け取る株券貸借取引に係る品貸料等について、他の金融所得と同じ取り扱い（税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、並びに特定口座での取扱い、源泉徴収及び申告不要）とすることを要望いたします。

- ④ 電子記録移転有価証券表示権利等（いわゆるセキュリティ・トークンに該当する有価証券）について、以下の措置を講じること
- ・ 金融商品取引業者等における電子記録移転有価証券表示権利等の管理（金融商品取引法第43条の2第1項第2号に規定する預託）を、税法上の「保管の委託」の範囲に含めること
 - ・ 電子記録移転有価証券表示権利等から発生する所得について、非課税法人等に係る非課税措置及び金融機関等に係る源泉徴収の不適用制度の対象とすること

第198回国会において、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が2019年5月に成立し、同年6月に公布されました。こちらの法改正により、今後、情報通信技術を活用した金融取引の更なる発展が期待されるところです。

電子記録移転有価証券表示権利等は、主に公社債のセカンダリー市場を現在よりも効率的に行うことができる可能性を秘めた金融商品であると期待されており、ゆくゆくは我が国の公社債市場の拡大と発展にも寄与するものと考えます。2020年3月には、我が国企業においてもブロックチェーン技術を活用した社債の発行が、初めて行われたところです。

しかし、特定口座制度の対象となる上場株式等は、「振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている上場株式等」（租税特別措置法第37条の11の3）とされておりますが、電子記録移転有価証券表示権利等の管理が、この「保管の委託」に含まれているかどうかは明確ではないため、上記の社債を特定口座に受け入れることができない状況にあります。今後の情報通信技術を活用した金融取引の更なる発展にあわせて、特定口座制度を通じた投資家の利便性向上を図る観点から、上場株式等に該当する電子記録移転有価証券表示権利等については、特定口座に受入可能であることを明確化するために、金融商品取引業者等における電子記録移転有価証券表示権利等の管理（金融商品取引法第43条の2第1項第2号に規定する預託）を、税法上の「保管の委託」の範囲に含めることを要望いたします。

また、我が国における利子所得の源泉徴収不適用制度は、社債、株式の振替に関する法律の適用を受ける振替社債が対象とされており、現状の法令では電子記録移転有価証券表示権利等に該当する公社債は同制度の適用外となっております。このため、電子記録移転有価証券表示権利等について、現在の振替社債と税務上、同等の取扱いを行っていただき、我が国の公社債市場の拡大と発展のために、利子所得の源泉徴収不適用制度を電子記録移転有価証券表示権利等から発生する所得に対しても適用していただくことを要望いたします。

Ⅲ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税評価等の見直し

- ① 資産間における相続税の負担感の差により投資家の資産選択を歪めることがないよう、以下の措置を講じること
- ・ 上場株式等の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること
 - ・ 上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること

2015 年の改正相続税法の施行以降、死亡者数に対する相続税の課税割合は大幅に増加しており、もはや相続税は一部の富裕層にのみ関係するものではなくなりました。

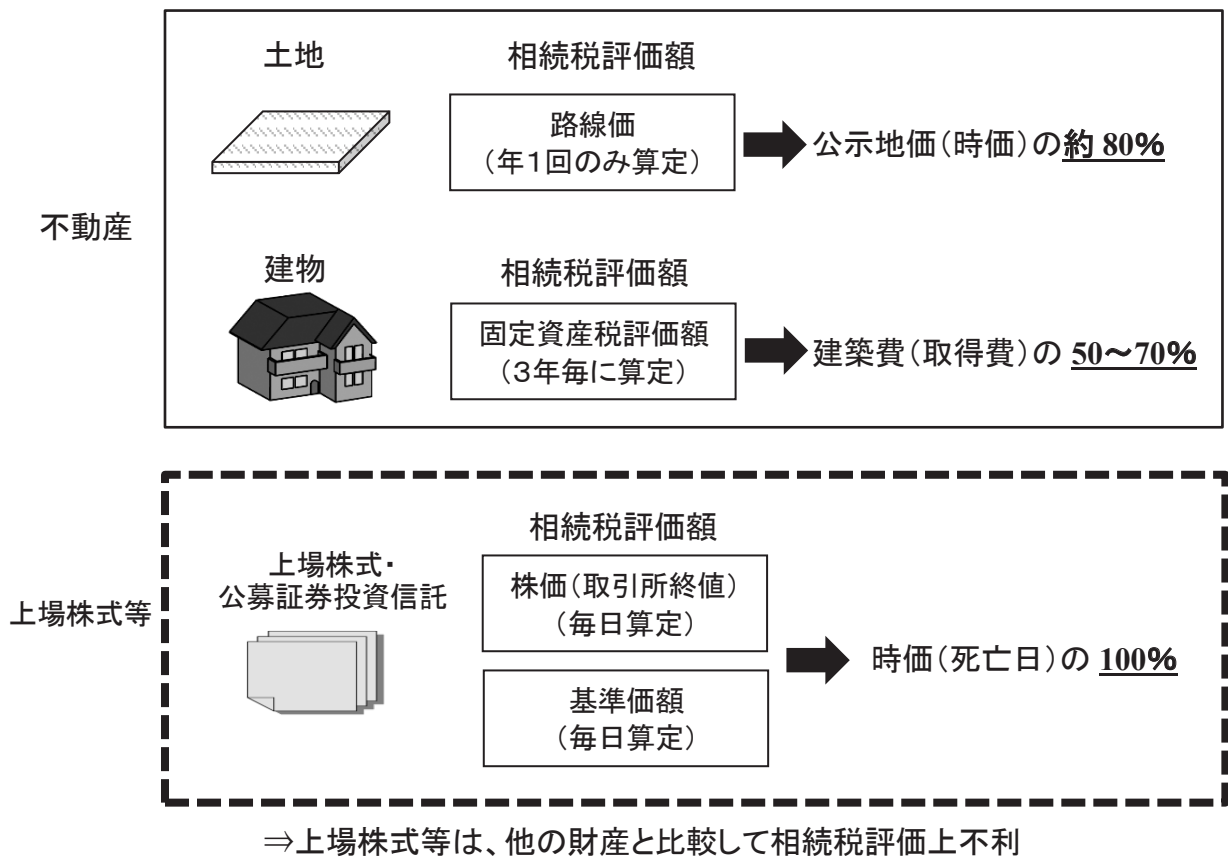
相続が発生した場合、上場株式等の相続税評価額については、死亡日の終値、死亡日の属する月の平均株価、死亡日の属する月の前月の平均株価又は死亡日の属する月の前々月の平均株価のうち最も低い価格により評価されますが、相続人が相続財産を取得するのは相続税の申告後のため、上場株式等については、預貯金等と異なり、相続の発生時から相続税に係る申告が完了するまでの間は価格変動リスクに晒されることとなります。しかし、相続税評価ではこのリスクが考慮されないために、他の資産と比較して不利な立場におかれているといえます。

上場株式等の相続税評価額については、前述のとおり、課税時期以前 3 か月間の取引価格が反映されていますが、相続開始後の状況の変化をしん酌する取扱いはないため、相続開始直後に株価が下落した場合であっても、相続税評価額は修正されません。また、相続税が財産課税であり、相続財産を処分して納税することを想定すると、相続開始後に株価が大幅に下落した場合、現行の取扱いでは納税が困難になることもあり得ることから、上場株式等の相続税評価にあたっては、相続発生前における価格の変動（急騰）に配慮するだけでなく、相続発生後の価格の変動（暴落）にも配慮する必要があると考えます。

財産間の相続税評価の不均衡を是正し、相続に伴う株離れを抑制する観点から、以下の点を要望します。

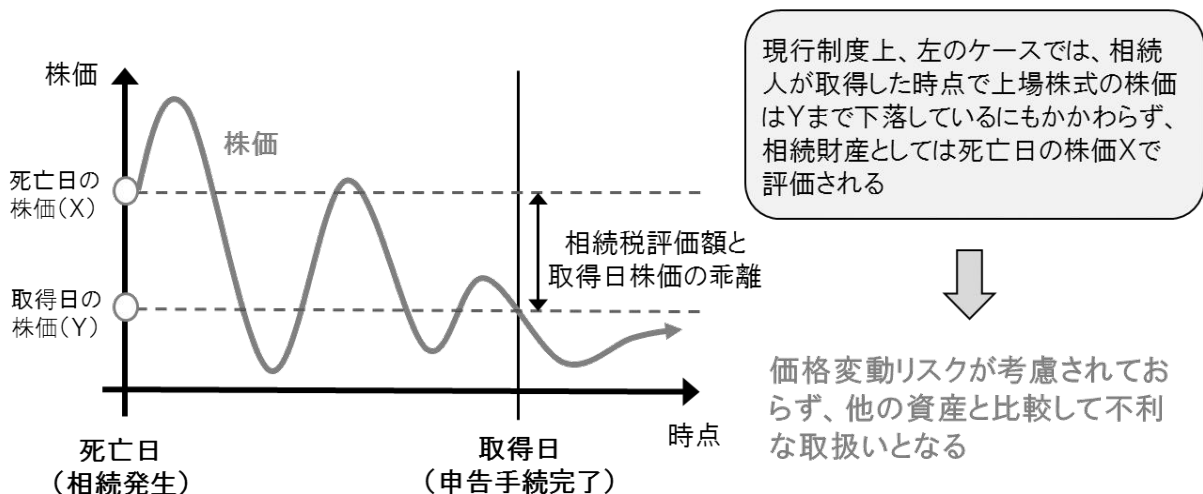
- ①上場株式等については、相続税に係る申告が完了するまでの期間（最長 10 か月）における価格変動リスクを考慮して、現行の相続税評価額の評価期間について、例えば死亡日の属する月の 12 ヶ月前までの各月の平均株価や、死亡日の前年の年平均株価、死亡日の属する月以前 2 年間の平均株価を加えること
- ②上場株式等の価格が相続発生から相続税の申告までの間に著しく下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること

【不動産と上場株式等の相続税評価額の比較】

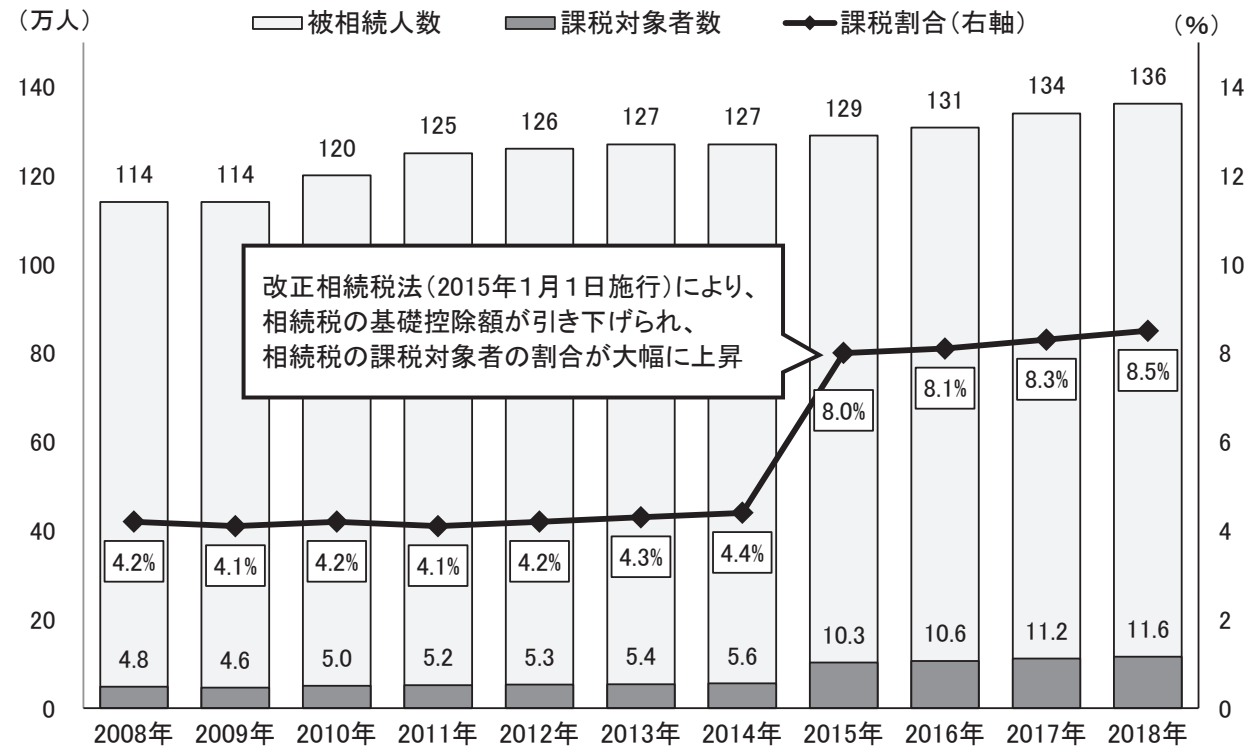


【上場株式等の相続税評価】

○上場株式は日々株価が変動するため、相続税評価額(死亡日の終値等)と相続財産取得時の株価が乖離する可能性がある

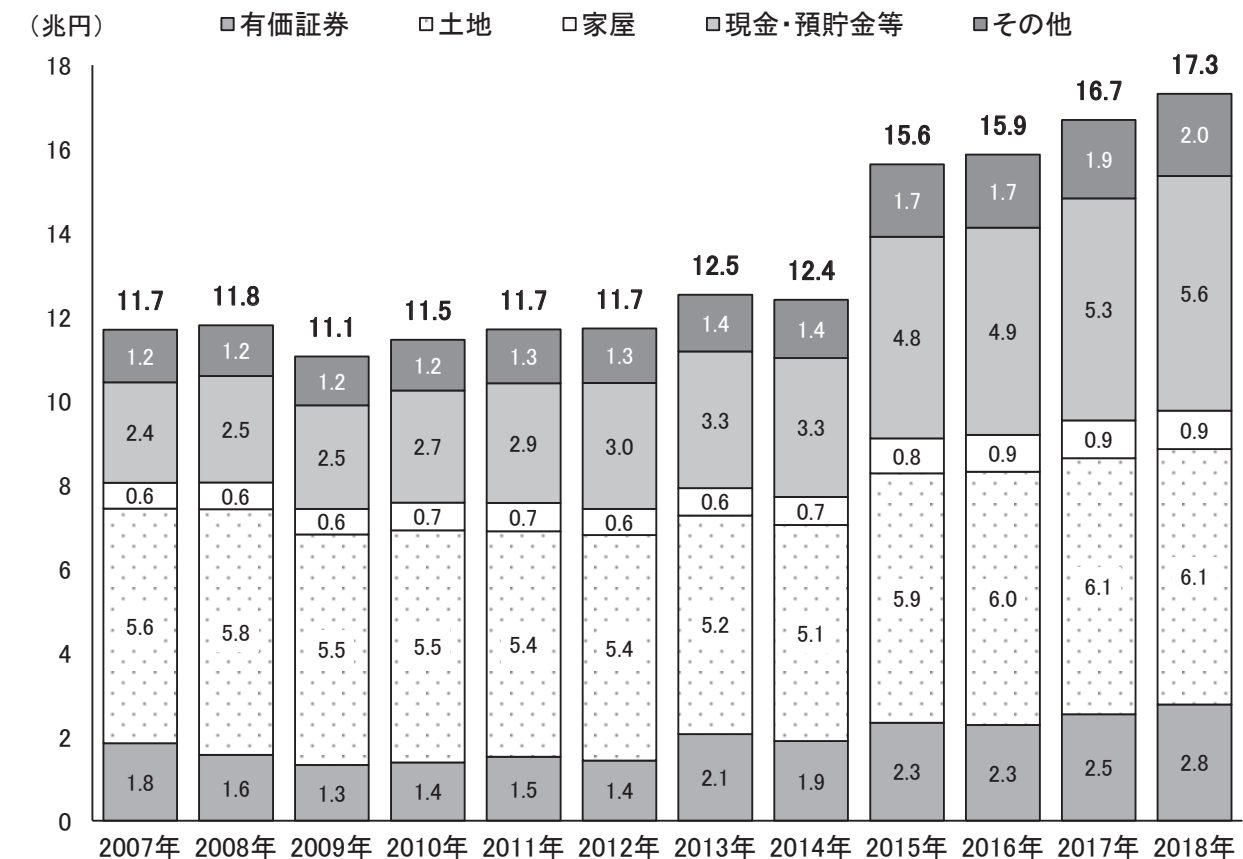


【相続人の数並びに課税対象者の数及び割合の推移】



(出所)国税庁「平成 30 年分の相続税の申告状況について」

【相続財産の金額の推移】



(出所)国税庁「平成 30 年分の相続税の申告状況について」

- ② 投資家が上場株式等を安心して保有し続けられる環境を整備するため、以下の措置を講じること
- ・ 被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば５年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること
 - ・ 上場株式等による物納の場合には、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」を要件から外すとともに、物納申請時に提出する書類から「金銭納付を困難とする理由書」の提出を要しないものとする

平成 29 年度税制改正において、相続財産となった上場株式等の価格が相続時から申告期限までの間に急激に下落した場合、納税資金を確保できなくなるという事態への対応策として、上場株式等について、物納の優先順位を上げる措置が講じられました。

しかし、物納の要件である「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」を証する「金銭納付を困難とする理由書」では、相続財産以外の相続人固有の資産までも納税資金に含めなければならず、今でも物納利用のハードルは高いままです。物納制度の利用実績を見ると、優先順位が上げられた後も、物納制度が国民には十分に浸透していない状況にあります。

未だかつてない急速な高齢化によって大相続時代を迎える中、世代を超えた資産形成を促進し、家計による株式の長期保有を後押しするため、以下の点を要望いたします。

- ①相続人が相続により取得した上場株式等については相続人からの物納の申告により一定額を上限として証券会社の専用口座（相続税納付準備口座（仮称））において分別管理し、当該上場株式等の物納申告分に係る相続税等は利子税を免除したうえで納税猶予を認めるとともに、猶予期間（例えば５年間）終了時点において、相続税額が納付されなかった場合には、当該上場株式等が物納される措置を講じること
- ②上場株式等による物納の場合には、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」を要件から外すとともに、物納申請時に提出する書類から「金銭納付を困難とする理由書」の提出を要しないものとする

【相続税の物納申請件数の推移】

年度	年度中の増加数量 (千株)	年度中の増加額 (億円)	(参考)相続税の 物納許可件数
2014 年度	4,248	254	88
2015 年度	71	0	69
2016 年度	1,566	16	114
↓ 物納制度の拡充(平成 29 年度税制改正) ↓			
2017 年度	253	6	47
2018 年度	6,803	379	47

(出所)財政金融統計月報

- ③ 世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
- ・ 上場株式等を一定の時点から 10 年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば 50%）減額する措置を講じること
 - ・ 被相続人が相続発生前の 3 年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の 30% に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後 3 年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること

我が国株式市場においては、バブル崩壊以降の株式持合いの解消や近年のコーポレートガバナンス改革の進展等により、金融機関及び事業法人による株式保有比率が低下しており、その受け皿として期待された個人の株式保有比率も伸び悩んでいます。一方、海外投資家の株式保有比率は大幅に上昇し、流通市場においても、東京証券取引所売買代金全体の約 7 割を占めるなど、我が国株式流通市場は海外投資家の動向に大きく左右されやすい状況にあります。このような状況を踏まえ、上場会社においては、長期安定株主の獲得に向け、個人向け IR の強化や株主優待の導入等、個人株主獲得に向けた取組みを実施する企業が増加しています。

一方、我が国の家計においては、金利低下による利子収入の減少に伴い金融所得が縮小するものの、依然として金融資産の過半は預貯金に集中したままであり、上場株式等へのシフトは進展していません。

個人、特に高齢者による上場株式等の取得及び長期保有を促進することによって、特に高齢者世帯は配当収入増加の恩恵をより一層享受することが可能となり、老後の可処分所得（金融所得）の確保に繋がると考えられます。また、国民の資産選択に歪みを与えていた、相続を契機とする株離れが抑制され、世代を超えた国民の安定的な資産形成に資することが期待できます。加えて、株式市場の需給構造を改善するとともに、上場会社による安定株主獲得に向けた取組みを支援する効果が見込まれます。

以上の観点から、上場株式等を一定の時点から 10 年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば 50%）減額する措置を講じることを要望いたします。

また、相続により上場株式等を取得した相続人が相続税負担や価格変動リスクを嫌気し取得した上場株式等を相続直後に売却してしまう、いわゆる相続に伴う株離れが少なくないとの指摘があります。証券市場のより一層の活性化を図るため、相続人に継続して上場株式等を保有するインセンティブを与える施策として、親子二世代にわたって上場株式等を一定期間保有することを要件に、その上場株式等の相続・贈与に係る相続税や贈与税を軽減する措置を講じること、あわせて要望いたします。

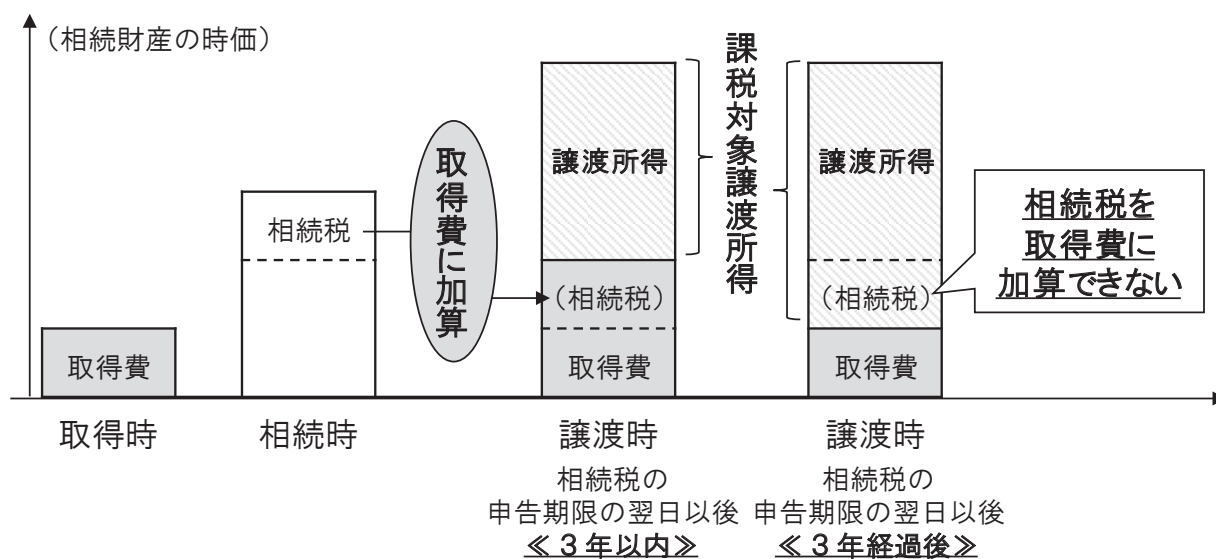
④ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

相続人が相続した相続財産を売却し譲渡所得を計算する場合、相続税の申告期限の翌日以後3年以内の売却であれば、租税特別措置法第39条の規定により、確定申告を行うことで、当該相続財産に係る相続税額を、売却によって発生した譲渡益の額を上限として当該相続財産の取得価額に加算できる特例措置が講じられております。

この特例は、相続財産の処分が相続の直後に行われた場合と、相続税納付のために行われる場合には、納税者は相続税と譲渡所得税の二重課税を受ける印象を持つとの指摘を受け、納税者の納得を得られない面をしん酌するため等の税制上の調整措置とされています。一方で、この特例の適用は相続税の申告期限の翌日以後3年以内に売却を行ったものに限定されているため、相続人による相続財産の長期保有を阻害し、早期売却を促す要因になっているとの指摘があります。

相続された上場株式等もこの特例の適用要件により早期売却を促されることとなるため、この適用要件が、いわゆる相続に伴う株離れを加速させる要因の一つとなっていると考えます。相続に伴う株離れの要因を排除することで証券市場のより一層の活性化を図るとともに、相続人が中長期的な視点で自らの投資・資産形成を行えるようにする観点から、本特例の対象となる譲渡について、相続税の申告期限の翌日以後3年以内に行われたものとする適用要件を撤廃することを要望いたします。

【相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例のイメージ】



- (注) 1 取得費加算が可能な額は、相続財産の売却によって発生した譲渡益の額を上限とする。
2 取得費加算の特例を受けるには確定申告を行うことが前提となる。

2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

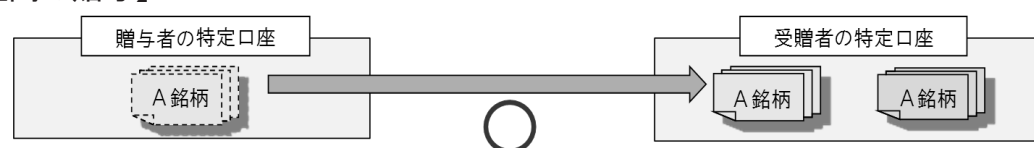
現行制度上、贈与により贈与者の特定口座から受贈者の一般口座への移管を行う場合には税制上の制約はありませんが、贈与により贈与者の特定口座から受贈者の特定口座への移管を行う場合については、受贈者の特定口座に移管される上場株式等と同一の銘柄があるときは、贈与者が特定口座で保有する当該銘柄の一部のみを移管することはできないこととなっています。これは、一般的には、特定口座間で同一銘柄の一部贈与を行うことによって受贈者における取得価額を意図的に調整することを防ぐ観点から措置されているものと理解されております。

しかしながら、これによって、例えば、特定の銘柄を大量に保有している祖父母等が、当該銘柄を子や孫に複数回に分けて贈与することを希望する場合や、親から複数の子に対して保有銘柄を均等に贈与する際、たまたま子の一人が当該銘柄を保有していた場合など、取得価額を調整する意図を持たない移管まで制限されてしまうこととなり、投資者の利便性を著しく低下させているとの苦情が多く寄せられています。

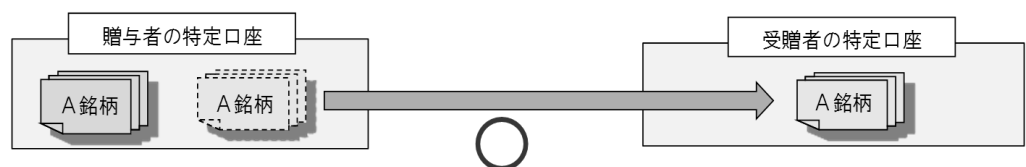
また、MRF等の日々決算型の公社債投資信託は取得価額が常に1口1円となるため、取得価額の調整を行う余地がないことから、商品の特性や贈与の性質にかかわらず、一律に特定口座間の一部移管を制限することは、かえって制度上の不公平感を強めることにつながりかねません。

特定口座の利便性をさらに向上させ、世代間の資産移転を促進する観点から、受贈者が特定口座において贈与者から贈与を受けることとなる上場株式等と同一銘柄を保有している場合であっても、特定口座間における同一銘柄の一部移管を可能とすることを要望いたします。

【特定口座間の贈与】



受贈者が同一銘柄を保有していても、贈与者が当該銘柄を全部贈与すれば、移管は可能



受贈者が同一銘柄を保有していなければ、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合でも、移管は可能



受贈者が同一銘柄を保有しており、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合、移管は不可

Ⅳ 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

1. NISA の拡充・利便性向上等

- ① 令和 2 年度税制改正による NISA 制度の変更について、投資者の利便性及び証券会社等の実務に与える影響に配慮したものとすること

NISA 制度については、平成 29 年度与党税制改正大綱において「制度の簡素化や税制によって政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立する NISA の仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する」とされ、その後、平成 31 年度与党税制改正大綱においても「その政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討する」とされており、制度の在り方についての検討が進められてきました。

こうした検討を踏まえ、令和 2 年度税制改正において、成長資金の供給を促しつつ、家計の安定的な資産形成を促進する観点から、NISA 制度については、少額からの積立・分散投資をさらに促進する方向で制度の見直しを行いつつ、制度期限を延長することとされました。

特に、一般 NISA については、2024 年以降、2 階建ての新たな制度に組み替え、原則として、1 階部分で非課税の積立投資を行っている場合に別枠（2 階部分）での非課税投資を行える仕組みにした上で新たに 5 年間の勘定設定可能期間を設けることとされ、これに伴う所要の改正が予定されているところです。

現在の条文上、この 2 階建ての新たな制度において、2 階部分を利用するためには過去 6 か月以内に、同じ年分の 1 階部分での積立投資を行っていることが要件とされております。しかし、この場合、年初時点から 1 階部分での積立投資を行うまでの間は、毎年 2 階部分の利用ができなくなる期間が生じることとなります。NISA 制度の利便性向上を図る観点から、2 階部分の利用に際して、同年分での積立投資という要件を撤廃することを要望いたします。

また、2 階部分に受け入れられる投資対象商品からは、整理銘柄・監理銘柄に該当する上場株式等や、一定のデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行う投資信託（いわゆるレバレッジ型投資信託）が除外されることとされておりますが、この要件についても緩和していただくよう要望いたします。

その他、2 階建ての新たな制度への組み替えによって投資者の利便性を損ねたり、証券会社等の実務に過大な負荷を与えることのないように、所要の整備を行っていただくことを要望いたします。

② 企業から支払われる職場積立 NISA の奨励金を非課税とすること

職場積立 NISA は、役職員等が、職場を通じて給与・賞与から NISA 口座（一般・つみたて）に資金を拠出することで、事業主が自助努力による資産形成を支援し、役職員等の福利厚生を図る仕組みとして、導入が進んでいます（2017 年 12 月末時点で 8,685 社が実施）。

職場を通じた資産形成支援制度としては、これまでも、確定拠出年金や財形貯蓄制度、従業員持株会制度などがありましたが、確定拠出年金では加入者が受給可能年齢に達するまで中途引出しが原則として認められておりません。財形貯蓄制度（年金・住宅）でも、目的外での払出しが基本的には課税されてしまうといった制限が存在しています。また、従業員持株会制度も、拠出した資金の運用先が自社株式や関連会社株式に制限されています。職場積立 NISA では、一般 NISA・つみたて NISA という引出しに制限のない制度を利用しているため、積み立てた資産を様々なライフイベントに活用できることに加えて、運用可能な資産も各 NISA 制度に準拠しているため、多様な商品の中から自らに適したものを選択することが可能です。

こうしたメリットから、職場積立 NISA は、大企業に比べて福利厚生が手薄になりがちな中小・中堅企業が、役職員等の資産形成支援のために導入するケースが多いとされています。また、職場積立 NISA を導入する事業主の中には、職場積立 NISA の拠出金に対して、一定の奨励金を付すことにより、役職員等の資産形成をさらに支援し、福利厚生の充実を図るケースも増えています（2019 年 7 月時点で 403 社が奨励金を支給）。

しかし、現状、当該奨励金は給与所得とみなされて、所得税の課税対象となっているため、奨励金そのものは全て NISA 口座に拠出される一方で、給与から奨励金分の所得税が差し引かれます。すなわち、奨励金付与前よりも、奨励金に対する所得税分、手取り額が減少することになります。

より多くの勤労者が職場積立 NISA に取り組めるような環境を整備することは、NISA 制度の一層の普及に繋がり、家計の安定的な資産形成の促進と、経済成長に必要な成長資金の供給拡大にも資するものと考えます。以上の観点から、職場積立 NISA において事業主から付与される一定の奨励金を非課税とすることを要望いたします。

③ つみたて NISA の投資対象商品について、対象となる指定インデックスを拡大するとともにアクティブ運用投資信託に係る制限を緩和すること

少額からの長期積立・分散投資を促進するための制度として 2018 年からスタートした つみたて NISA は、投資対象商品が個人の財産形成を促進するものとして一定の要件を満たすものに限定されています。投資対象商品は、指定されたインデックスに連動する一定の投資信託・ETF（指定インデックス投資信託等）と、マーケットから継続的に選択・支持されている指定インデックス投資信託等以外の投資信託（アクティブ運用投資信託）の 2 つに区分することができます。

これらの具体的な要件については、金融庁告示において定められておりますが、現在、対象となる指定インデックスには、海外の主要指数（ダウ工業株 30 種平均やナスダック総合指数、FTSE オールシェアインデックス）が含まれておりません。より柔軟な国際分散投資を可能とする観点からも、これらの指数を追加することを要望いたします。また、GPIF でも採用されているような ESG 指数を追加することで、つみたて NISA においても SDGs にも配慮した運用環境の整備を図ることを要望いたします。

また、アクティブ運用投資信託では、信託の計算期間のうち、資金流入超の回数が 2/3 以上であることとの要件が設定されています。運用会社の事務負担を軽減するとともに、投資対象商品の充実を通じた運用環境の整備を図る観点から、この資金流入規制については、要件を緩和及び算出方法を簡便化することを要望いたします。

【つみたて NISA の対象となる指定インデックス】

	株式	債券	不動産投信
日本	TOPIX 日経 225 JPX 日経 400 MSCI Japan Index	NOMURA-BPI 総合 DBI 総合 NOMURA-BPI 国債 Barclays Japan Government Float Adjusted Bond Index	東証 REIT 指数
全世界	MSCI ACWI Index FTSE Global All Cap Index	Citi-group World Government Bond Index Barclays Capital Global Treasury	—
先進国	FTSE Developed Index FTSE Developed All Cap Index S&P 500 CRSP U.S. Total Market Index MSCI World Index MSCI World IMI Index MSCI Europe Index FTSE Developed Europe All Cap Index Stoxx Europe 600 MSCI Pacific Index	Bloomberg-Barclays Global Aggregate Index Barclays U.S. Government Float Adjusted Bond Index Barclays Euro Government Float Adjusted Bond Index	・S&P 先進国 REIT 指数 ・S&P 米国 REIT 指数 ・S&P 欧州 REIT 指数 ・FTSE NAREIT エクイティ REIT インデックス
新興国	MSCI Emerging Markets Index FTSE Emerging Index FTSE RAFI Emerging Index MSCI AC Asia pacific Index	JP Morgan GBI EM Global Diversified JP Morgan Emerging Market Bond Index Plus	—

(注)太字は単独で組成可能な指数。

(出所)金融庁

- ④ つみたて NISA において、長期・積立・分散投資に適した一定の投資一任契約を制度対象として明確化し、ポートフォリオのリバランスに係る制限を緩和すること

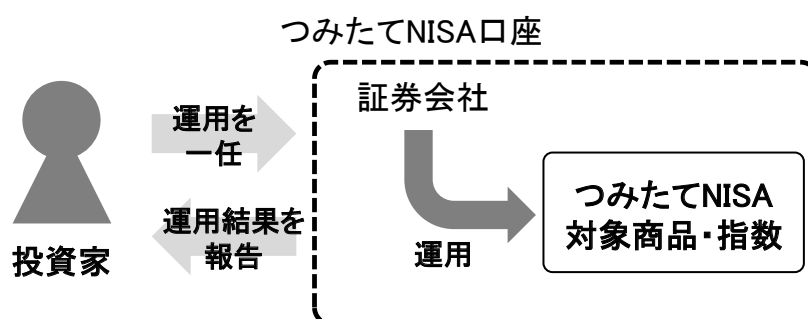
投資運用業者が、顧客に代わって投資判断や運用資産の配分調整を行う投資一任契約では、個々人の資産状況・人生設計に合わせた資産運用サービスを提供するために、市場環境の変化等を踏まえて、一定期間ごとに運用資産の再配分（リバランス）を行います。最近では、AI 等の情報処理技術を活用して、従来よりも低コストな資産運用サービスを提供する業者（いわゆるロボ・アドバイザー）も登場し、スマートフォン等を通じて若年層を中心に利用が拡大しております。

低コストで「長期・積立・分散」に適した資産形成を提供するロボ・アドバイザーは、「個人の安定的な資産形成の促進」を目指すつみたて NISA の趣旨に合致すると考えられるものの、法令上、つみたて NISA の対象に含まれるかどうかは明確化されておられません。

つみたて NISA を通じた「個人の安定的な資産形成の促進」の実現に向けて、若年層を中心に利用が拡大しているロボ・アドバイザーがつみたて NISA の対象となることを明確化することを要望いたします。

また、つみたて NISA の投資対象である投資信託では、運用会社が市場環境に応じた運用資産の再配分を行っておりますが、投資一任契約においては一度費消した非課税枠を利用しての再取得が認められていないことから、長期投資を行ううえで重要なリバランスが行えません。投資一任契約に基づいて行うリバランスについては、個々人の資産状況や人生設計、市場環境の変化等を踏まえた中長期的な視点から行うものであることから、一度費消した非課税枠の利用を可能とする等、ポートフォリオのリバランスに係る制限を緩和することを要望いたします。

【つみたて NISA における投資一任契約に係る要望】



【要望】長期・積立・分散投資に適した一定の投資一任契約については、つみたて NISA の対象として認め、リバランスに係る制限を撤廃すべき

- ⑤ NISA 口座から特定口座への払出の際に、移管元の NISA 口座内の同一年分の同一銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

現行制度上、NISA 口座から特定口座への払出を行う際、NISA 口座から移管される上場株式等と同一の銘柄を同一年分の非課税枠で保有している場合には、その全てを特定口座に移管しなければならない、当該銘柄の一部のみを移管することができないこととされています。

払出先の特定口座内においては、NISA 口座から払い出された上場株式等と既に保有していた同一銘柄の上場株式等を用いて、その取得価額を総平均法に準ずる方法によって計算することとなります。このとき、NISA 口座から払い出された上場株式等の取得価額には、払出時の時価が用いられます。取得価額の計算上は、特定口座で上場株式等を新規に購入する行為と何ら変わらないにも関わらず、このような制限が課せられていることは、NISA 口座・特定口座の利便性を低下させているとの指摘が寄せられています。

NISA 口座の利便性をさらに向上させる観点から、NISA 口座から特定口座への払出の際に、同一年分の非課税枠で保有している同一銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃することを要望いたします。

- ⑥ 被相続人が一般 NISA・つみたて NISA で保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること

現在、死亡保険金については相続税の非課税措置が存在しますが、これは、生命保険制度を通じて貯蓄の増進を図るほか、被相続人の死後における相続人の生活の安定等を考慮する目的から創設されたものと言われており、その非課税限度額は 500 万円に法定相続人の数を乗じて算出した金額とされています。

NISA は、安定的な資産形成の促進を政策目的とした制度ですが、死亡保険金と同様に相続税の非課税措置を設けることによって、より中長期的な視点で自らの投資・資産形成を行えるようになるものと考えますので、被相続人が一般 NISA・つみたて NISA で保有していた上場株式等については相続税を非課税とすることを要望いたします。

【非課税限度額の比較】

		非課税限度額
死亡保険金の非課税限度額		500 万円 × 法定相続人の数(上限なし)
NISA の非課税限度額 ※買付代金ベース	一般 NISA	最大 600 万円
	つみたて NISA	最大 800 万円

⑦ NISA 口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること

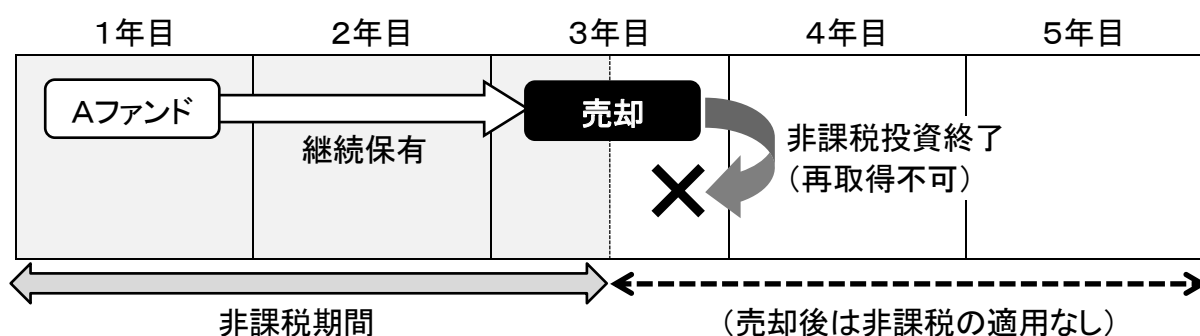
上場会社の個人株主（居住者）の数は増加傾向にあり、2020 年 9 月末で延べ 6,461 万人となりました（株証券保管振替機構調べ）。一般 NISA の口座開設者の約 4 割、つまり NISA では口座開設者の 6 割強が投資未経験者であることを勘案しますと、NISA 制度の導入によってこれまで上場株式等への投資を行っていなかった層が市場に参加した影響とも考えられます。引き続き、NISA 制度を投資未経験者にも安心して利用してもらえるようにするためには、よりわかりやすく、より使い勝手のよい制度としていくことが必要と考えます。

英国 ISA においては、非課税枠で購入した商品を売却して新たな商品を購入することにより非課税の適用を受ける商品を入れ替えることが可能ですが、NISA 制度では、一度費消した非課税枠を利用したの再取得が認められていないことから、投資者が長期投資を行ううえで重要なポートフォリオのリバランスが行えないという指摘があるところです。

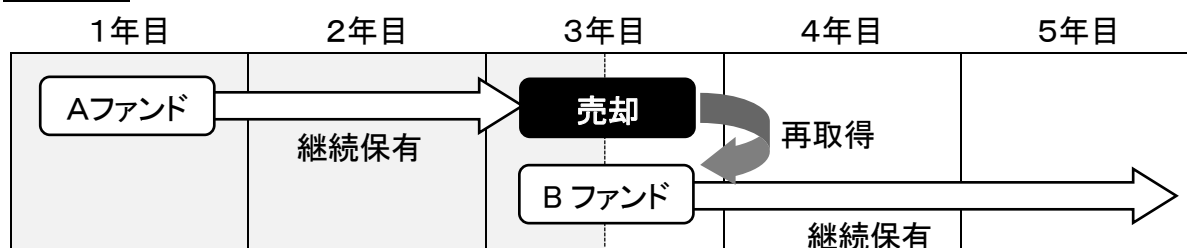
我が国においても、若年層をはじめとした国民の自助努力による資産形成を支援し、市場へのリスクマネーの供給をより一層促進する観点から、NISA 口座内の取得した上場株式等の売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めることを要望いたします。

【再取得のイメージ（一般 NISA 又はジュニア NISA の例）】

＜現行＞



＜要望＞



2. NISA 制度の恒久化・根拠法の制定等

- ① NISA 制度を恒久化又は延長すること
- ② NISA が国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法(NISA 法)を制定すること
- ③ 取得後 5 年又は 20 年とされている NISA の非課税保有期間を恒久化又は延長すること

家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金を確保する観点から、2014 年 1 月に開始された NISA 制度は、2020 年 6 月末時点で、約 1,483 万口座が開設され、累計の買付額はおよそ 20.3 兆円に達しています。既に我が国金融資本市場において、個人の自助努力による資産形成の支援、新たな投資家層の開拓や市場への成長資金の供給等に大きく寄与するものとして、不可欠な制度になっているといえます。

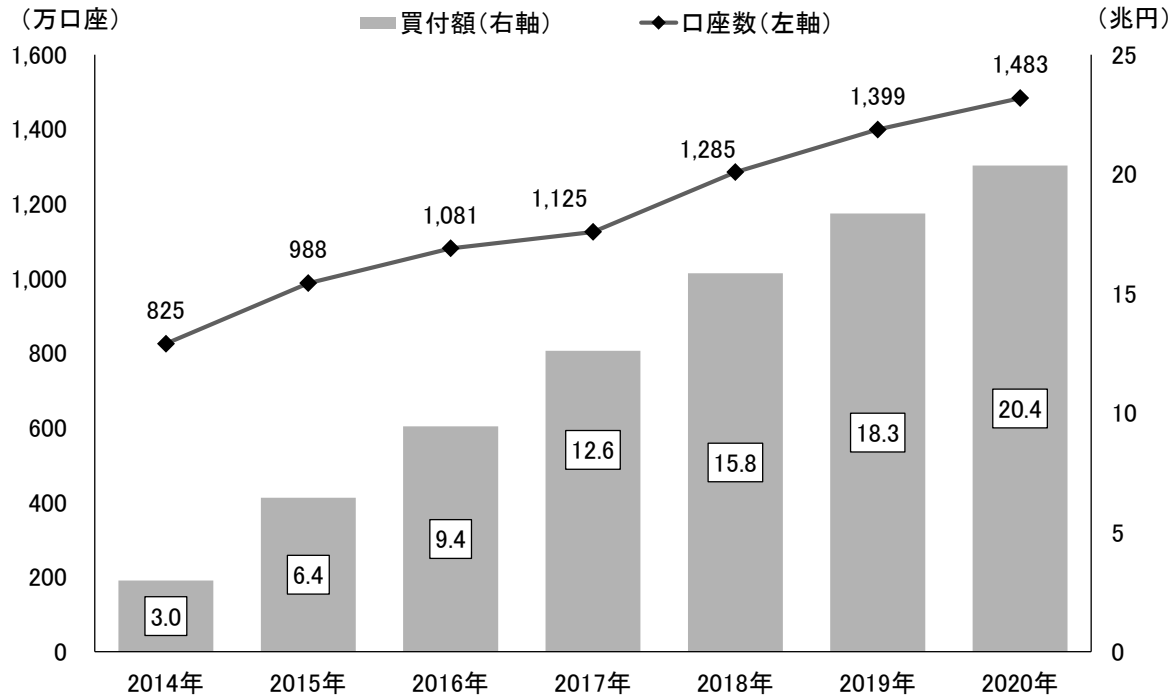
しかしながら、一般 NISA については 2028 年、つみたて NISA については 2042 年までの時限措置となっているため、新たな投資が可能な期間(投資可能期間)と投資限度額が、毎年 1 年分ずつ縮減してしまいます。成人を対象とする一般 NISA・つみたて NISA において、口座開設時期によって投資可能期間と投資限度額に差異が生じることは、これから成人となって NISA 制度の利用を始める層と、既に成人であって NISA 制度を利用できる層との間で、資産形成の世代間格差をもたらす要因にもなりかねません。

また、NISA 制度のような資産形成支援制度では、投資判断の時点で制度の安定性・透明性を確保しておかないと、国民の理解と普及に支障が生ずることが危惧されます。NISA 制度のモデルとなった英国の ISA (Individual Savings Account) では、2008 年の制度の恒久化によって、制度の安定性が確保され、口座数及び残高の飛躍的な増加に繋がりました。2018 年 4 月 5 日時点での口座数は約 2,203 万口座、残高は約 6,108 億ポンド(1 ポンド=135 円換算で約 82 兆円)に達しており、口座数ベースでは、英国の成年人口(2018 年 6 月 30 日時点で約 4,653 万人)の約 5 割が利用していることとなります。

世代間での公平性と将来の安定性を確保し、家計の安定的な資産形成の支援と、経済成長に必要な成長資金の供給をより一層促進する観点から、①NISA 制度を恒久化又は延長すること、②恒久化の折には、確定拠出年金制度(DC)や勤労者財産形成貯蓄制度といった他の資産形成支援制度と同様に、「国民の自助努力に基づく資産形成の支援・促進」を制度趣旨とする NISA 制度の根拠法(NISA 法)を制定することを要望いたします。

また、NISA のモデルとなった英国の ISA では、創設当初から非課税保有期間が恒久化されており、制度の安定性とわかりやすさをもたらし、現在における普及の大きな要因となっていることを踏まえ、NISA の非課税保有期間(一般 NISA が 5 年間、つみたて NISA が 20 年間)を恒久化又は延長することを要望いたします。

【NISA(一般・つみたて・ジュニア)口座数及び累計買付額の推移】



(注)各年末時点。2020 年のみ6月末時点。

(2020 年6月末時点の内訳)

制 度	口座数	総買付額
一般 NISA	1,200 万 7,249 口座	約 19 兆 6,958 億円
つみたて NISA	244 万 3,717 口座	約 4,577 億円
ジュニア NISA	38 万 3,073 口座	約 2,070 億円

(出所)金融庁「NISA・ジュニア NISA 口座の利用状況調査(各時点)」

【非課税制度(DC、財形、NISA)における利用者、規模(2019 年3月末)及び根拠法】

	制度名称	利用者数	規模※	根拠法
確定拠出年金	企業型 DC	690 万人	12.5 兆円	<u>確定拠出年金法</u> のもと <u>恒久的な制度</u> として導入 (目的) 国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相俟って国民の生活の安定と福祉の向上に寄与
	個人型 DC (iDeCo)	121 万人	1.6 兆円	
財形貯蓄	住宅財形	63 万人	1.6 兆円	<u>勤労者財産形成促進法</u> のもと <u>恒久的な制度</u> として導入 (目的) 勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与
	年金財形	160 万人	2.9 兆円	
NISA	NISA (一般・つみたて)・ジュニア NISA	1,314 万人	16.6 兆円	<u>(現状、租税特別措置法による制度)</u> ⇒国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法(NISA 法)の制定が必要

(注)DC は資産額、財形は残高、NISA は買付額。

(出所)運営管理機関連絡協議会、厚生労働省、金融庁

【英国 ISA・ジュニア ISA の制度概要】

	ISA (Individual Savings Accounts)		ジュニア ISA	
	株式型 ISA	預金型 ISA	株式型	預金型
制度開始	1999 年 4 月 1 日		2011 年 11 月 1 日	
口座開設者	満 18 歳以上の 居住者	満 16 歳以上の 居住者	満 18 歳未満の居住者	
口座開設期間 (投資可能期間)	恒 久 ※当初は 2008 年まで(10 年間)の 予定であったが、 <u>恒久化</u>		<u>恒 久</u>	
非課税 保有期間	<u>恒 久(無期限)</u>			
対象商品	株式、債券、 投信、保険等	預金、MMF 等	株式、債券、 信託、保険等	預金、MMF 等
非課税対象	配当、譲渡益、 利子	利子	配当、譲渡益、 利子	利子
拠出限度額	各制度合計で年間 20,000 ポンド (約 270 万円)まで(2020 年度)(注)		各制度合計で年間 9,000 ポンド (約 121 万円)まで(2020 年度)(注)	

(注) 1 ポンド＝135 円換算。

(出所) HMRC

3. 確定拠出年金制度の拡充等

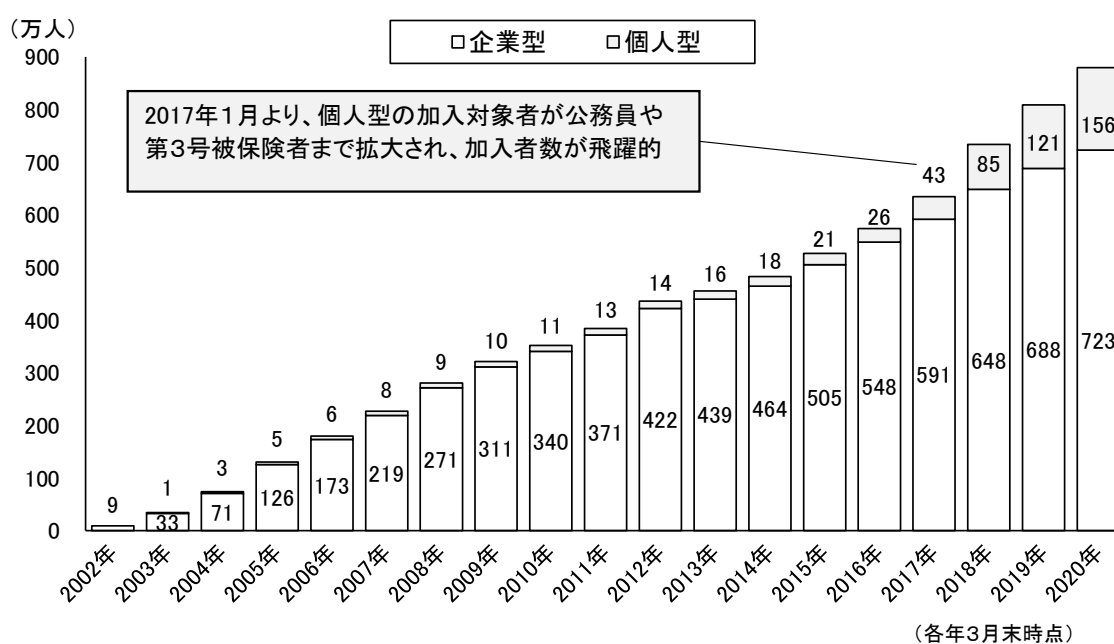
① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること

総務省統計局の公表した「人口推計」（2020年1月1日現在）では、我が国の65歳以上の高齢者人口は3,592万人となり、総人口の28.5%にまで達しています。また、内閣府の「令和2年版高齢社会白書」では、2025年には高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）が30.0%となり、その後も上昇を続けて2065年には38.4%となるとの推計結果が引用されています。こうした中で、個人が老後の生活を安定させるためには、公的年金制度と私的年金制度の相互補完による所得確保がますます重要な政策課題となっています。2001年10月に確定拠出年金制度が導入されましたが、同制度については、「企業型」を導入する企業が徐々に増えるなどの傾向が窺えるものの、「個人型」を含め未だ充分とはいえません。

確定拠出年金に係る積立金には、運用益ではなく資産残高に対して1.173%（国税1%、地方税0.173%）の特別法人税が課税されるところ、これまでは課税凍結の措置が講じられてきたため、2001年の制度開始から確定拠出年金の積立金に対して特別法人税が課税された実績はありません。仮に特別法人税の課税凍結が解除された場合、確定拠出年金の運用利回りが低下し、将来的な年金給付額が減少することも見込まれます。

勤労者等の老後の生活を支える年金資産の維持・安定を実現するため、また、主要先進国でこのような積立金に課税している例はないことから、2023年3月末まで課税凍結されている積立金に係る特別法人税については撤廃するよう要望いたします。

【確定拠出年金の加入者数の推移（企業型・個人型）】



(出所)厚生労働省ウェブサイト

② 確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること

- ・ 拠出限度額の見直し（特に第2号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること）
- ・ マッチング拠出の弾力化
- ・ 退職準備世代に対して追加の拠出枠（キャッチアップ拠出）を設けること
- ・ 中途引出要件の緩和
- ・ 老齢給付金の受給要件の緩和
- ・ 国民年金の第3号被保険者が個人型確定拠出年金に拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること

2012年1月から企業型の確定拠出年金制度においてマッチング拠出が認められ、これが所得控除の対象とされましたが、マッチング拠出の金額については、事業主拠出額との合計額が拠出限度額の枠内で、かつ、事業主拠出額の範囲内という制限があります。

確定拠出年金の掛金の設定方法は、その多くが昇格・昇給に伴い掛金額の増えるタイプであるため、一般的に給与の低い若年期において掛金拠出額の「使い残し」が発生します。

また、確定拠出年金制度については、給付金の支払を受けるための加入期間要件が設けられている一方で、拠出した金銭については厳格な引出制限が設けられており、原則として60歳に達するまでは引出しが認められていないことが、特に十分な余剰資金を確保できない若年層において、制度への加入を阻害する要因の一つとなっているとの指摘もあるところです。

2017年1月より、個人型確定拠出年金の加入対象者が国民年金第2号被保険者（公務員等）・第3号被保険者（配偶者等）まで拡大され新規加入者の数が飛躍的に増加している実態を踏まえれば、この流れを更に加速すべきと考えます。

確定拠出年金制度については、個人の自助努力による資産形成を後押しするとともに、公的年金制度を補完し、老後の生活を保障するための制度として一層の発展・改善が望まれます。また、本年7月の社会保障審議会企業年金・個人年金部会では、企業型DC・DBの両方又はいずれかの企業年金がある第2号被保険者が加入できるiDeCoの拠出限度額を月額2万円（ただし企業型DC・DBの事業主掛金額との合計が月額5.5万円）に統一すべきとの見直し案が提案されました。つきましては、本見直し案を実現したうえで、更なる公平性を確保するため、できるだけ早期に拠出限度額から事業主が拠出した掛金額（企業型DC・DB）を差し引いた金額を個人がiDeCoへ拠出可能な金額とすることや、拠出限度額の引上げ、マッチング拠出の弾力化、中途引出要件の緩和等の措置を講じることがを要望いたします。

V 「国際金融都市」としての競争力強化のための税制措置

- 金融人材、資金、情報が集積する「国際金融都市」としての地位向上のため、海外金融機関等の受入に係る環境整備に資するための税制措置を講じること

2020年9月に発表された「国際金融センター指数（The Global Financial Centres Index）」において、東京はニューヨーク、ロンドン、上海に次いで第4位となりました。また、東京以外では大阪が第39位にランクインしています。

2020年7月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2020」でも「海外金融機関等の受入に係る環境整備等により、世界中から優秀な人材や資金、情報を集め、世界・アジアの国際金融ハブとしての国際金融都市の確立を目指す」ことが示されました。国際金融センターとして、東京のみならず、世界初の先物取引市場が設立された大阪や、アジア各国へのアクセスに恵まれた福岡といった都市についても、国際金融センターとしての魅力を高めていくことが、我が国の経済成長や東京への一極集中の是正にも寄与するものと考えます。

既にアジアの国際金融センターとして一定の地位を確立している香港やシンガポールでは、個人所得税や法人税の最高税率が我が国よりも低く、高度な金融スキルを有した人材やファンドが集まりやすいとの指摘がございます。一方で、香港については2020年6月に「国家安全維持法」が施行されたことに伴う政情不安が危惧されており、これまで香港でビジネスを行っていた高度金融人材や外国ファンドが国外への移転を検討しているのではないかと報道もなされています。

このような状況においても、我が国の各都市が、国際金融センターとしてのさらなる発展を実現する観点から、高度金融人材や外国ファンドにとっての魅力を高めるため、他国と比しても遜色ないような一定の税制措置を講じることがを要望いたします。

【国際金融センター指数】

順位	都市	昨年比
1	ニューヨーク	—
2	ロンドン	—
3	上海	↑1
4	東京	↓1
5	香港	↑1
6	シンガポール	↓1
7	北京	—
39	大阪	↑20

（出所）The Global Financial Centres Index 28, Y/Zen（2020年9月）

VI 地方創生のための税制措置

- 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること
(例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること)

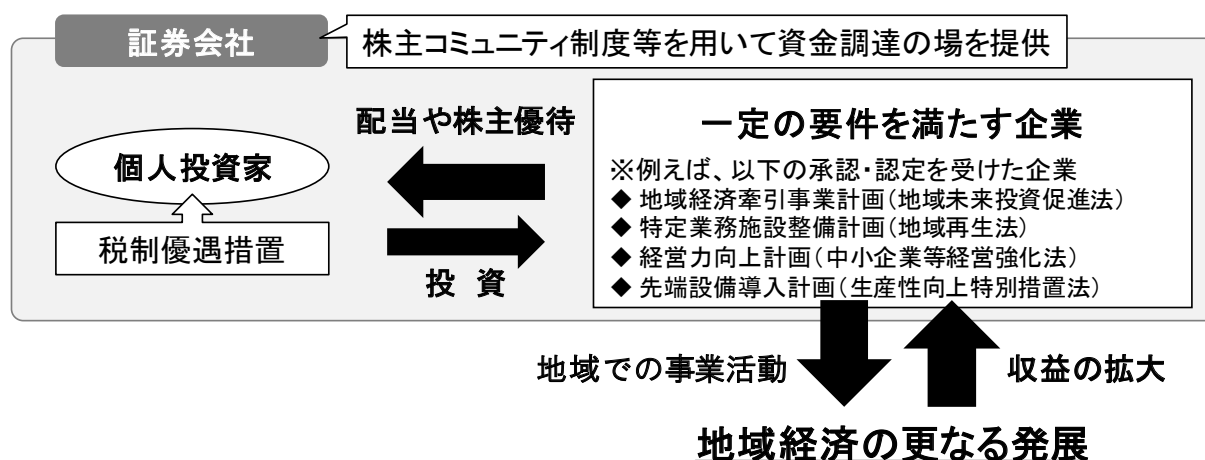
人口減少・少子高齢化が進展する我が国においては、地方へのひと・資金の流れを強化し、過度な東京一極集中の是正や地域の持続可能性の確保といった課題の解決に取り組んでいく必要があります。2020年7月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2020」では、活力にあふれた地域経済実現のために、地域企業等に対する成長資金の確保に向けた取組みが求められています。

成長資金の確保のためには、2015年5月に創設された株主コミュニティ制度を用いて、証券会社の機能を活用することが有効であると考えられます。金融庁が公表した「平成29事務年度金融行政方針」では、地域証券会社が、本制度を通じて、地域に根差した企業の資金調達や株式の換金・新規投資の機会を提供することによって、地域経済の発展に寄与しているとの記述がなされています。

しかしながら、株主コミュニティ制度の利用は、まだ一部の地域・業態に留まっているとの指摘もあり、活力にあふれた地域経済実現のためには、地域貢献に資する企業への投資に一定の税制上の恩典を与えることによって、リスク性資金の供給を充実させていくことが必要であると考えます。

そのため、地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について、税制上の恩典として、例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とするような制度の創設を要望いたします。

【新たな税制優遇措置のイメージ】



VII SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること）

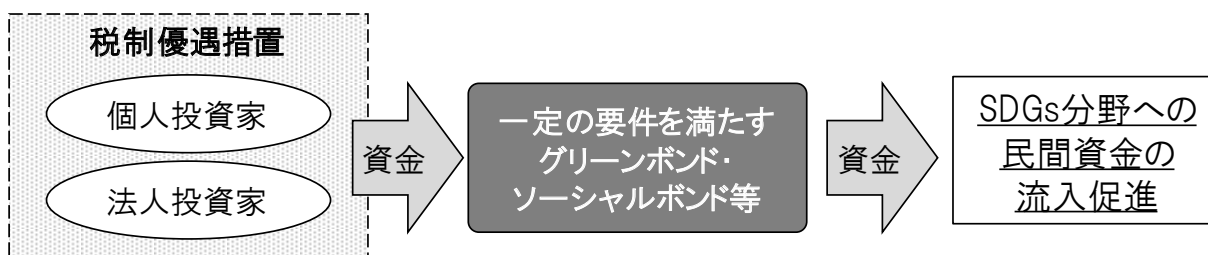
SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年に国連で、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択されました。これを受け、我が国においても、SDGsの実施を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部が2016年に内閣に設置され、様々な取組みが行われています。

金融の面では、SDGs推進本部が2019年に公表した「拡大版SDGsアクションプラン2019」において、主要な取組みとして環境・社会・ガバナンス（ESG）投資・対話の促進に関する記載が盛り込まれています。さらに資本市場では、コーポレートガバナンス・コードにおいて、上場会社に対し、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について適切な対応を行うべきである旨、女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保を推進すべき旨が明記されております。

一方で、日本におけるESG投資は、欧州や米国と比べるとまだ小規模に留まっております。SDGsの達成に際しては、資本市場においてESG投資をはじめとする、社会の持続的な発展に貢献する金融商品の魅力を高めることを通じ、民間資金の流入を促すことが必要であると考えます。外務省「SDGsの達成のための新たな資金を考える有識者懇談会」が2020年7月にとりまとめた最終論点整理では、ESG投資を促進する観点から、資金調達に参画する投資家への投資促進策として、税制面のインセンティブを付与することについて、提案がなされています。

以上を踏まえ、社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について、税制上の恩典として、例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税に対して、法人投資家については法人税に対して、特別な控除を可能とするような制度の創設を要望いたします。

【新たな税制優遇措置のイメージ】



Ⅷ 金融所得に対する課税のあり方に係る税制措置

1. 金融所得に対する課税のあり方の検討に際しての留意事項

- 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

金融所得に対する課税のあり方に関しては、与党「令和2年度税制改正大綱」において「家計の安定的な資産形成を支援する制度の普及状況や所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する」との記載がなされています。

金融所得に対する課税の見直しに際して、政府税制調査会の資料によれば、主に北欧諸国で実施されている二元的所得税（個人の所得を「勤労所得」と「資本所得」に大別したうえで、資本所得は勤労所得よりも低い一定税率（勤労所得の最低税率及び法人税率と等しく設定）により課税する方式）の考え方が示されています。全ての金融所得を通算したうえで、一律に「資本所得」として課税すること自体は、金融所得課税一体化の趣旨に沿うものといえますが、我が国の法人実効税率は段階的に引き下げられているものの、依然として金融所得の税率より高い水準にあることや、我が国の勤労所得の最低税率は金融所得の税率よりも低いことを踏まえると、北欧諸国の考え方を単純に適用することは適当ではないと考えます。また、新型コロナウイルスの感染拡大によって世界経済が大幅に落ち込み、不確実性が高まっている中で、金融所得に対する税率を引き上げるようなことがあれば、金融商品の取引が縮小し、市場への資金供給が停滞して実体経済にもマイナスの影響を与えることも危惧されます。

そもそも、全納税者の96%を占める「給与所得1,200万円以下」の層にとっては、金融所得の税率（所得税15%）が給与収入に対する所得税の実効税率を上回っているため、金融所得の税率引上げは格差を是正するどころか、むしろ「大衆増税」となるおそれがあります。さらに、金融資産の保有者には高齢者が多いと考えられるところ、収入を年金や金融所得に依存する高齢者層にとって金融所得の税率引上げは大きなダメージとなるおそれがあることから、「高所得者層への課税強化」を大義名分とした税率引上げは、その実態からすると国民の納得感を得ることは難しいのではないかと考えます。また配当に支えられている家計の金融所得が損なわれれば、成長と分配の好循環に水を差し、デフレ脱却にも障害となるおそれもあります。昨今、国民の自助努力を促す観点から、「貯蓄から資産形成」を支援する施策が相次いで実施されている中で、金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念があることに十分に留意することを要望いたします。

【金融所得(上場株式等に係る税率の変遷)】

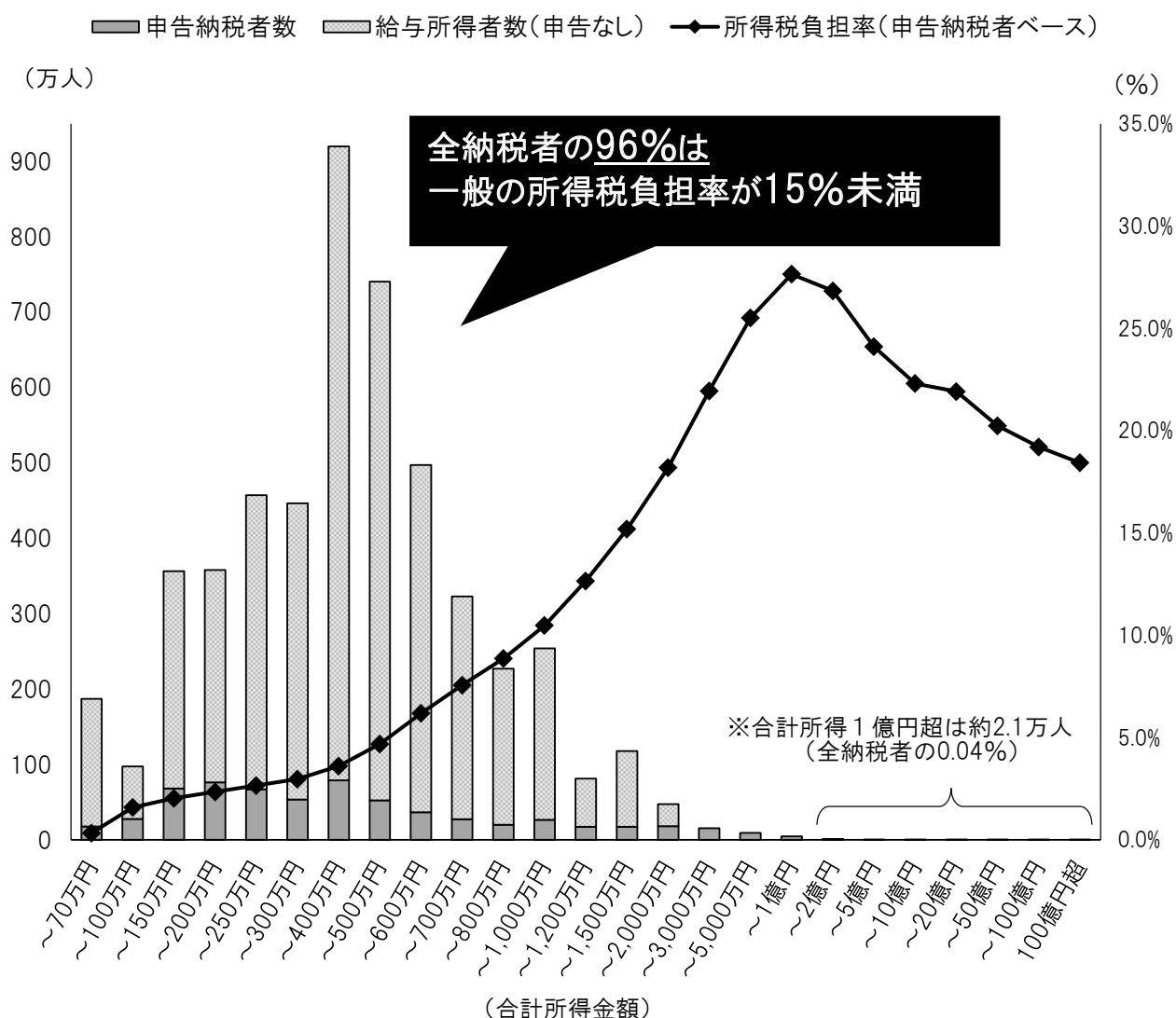
	～1988 年	1989 年～	2003 年～	2014 年～
株式譲渡益課税 (税率)	原則非課税	みなし利益率5%× 税率 20%の源泉分離 (申告分離:26%)	10%～	20%～
	～2002 年		2003 年～	2014 年～
配当課税 (源泉徴収税率)	20%		10%～	20%～

(注) 1. 上記税率には地方税を含む。

2. 1996 年以降のみなし利益率は 5.25%。

3. 2013 年以降は復興特別所得税が加算される(上記では考慮していない)。

【(参考)給与所得の実効税率と金融所得の税率(2018 年分)】



(出所) 国税庁「民間給与実態統計調査」、「申告所得税標本調査」をもとに日本証券業協会試算

2. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

我が国の個人金融資産の過半が預貯金に集中している状況を踏まえると、利益に対する課税の軽減だけでなく、損失が生じた場合の救済措置を設けることにより、個人投資家の市場参加を促進することは、金融資本市場を活性化するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大するために、極めて重要であると考えます。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の縮小を受けて、業績悪化による株価が大きく下落している上場企業は少なくありません。

取引所に上場されている株式は、個社の決算の状況や市況全体の影響により価格が大きく変動するため、上場株式等への投資は相場の変動によって利益を上げることもあれば損失を被ることもあり、投資を継続する場合はこの繰り返しとなることに留意する必要があります。したがって、投資者の裾野を広げ、個人投資家の継続的な市場参加を促すためには、上場株式等の譲渡損益への課税は、利益にも損失にも公平・中立な取扱いをすること、すなわち損益通算が極めて重要であると考えます。つまり、利益についてその全額を対象に譲渡益課税を行うのであれば、損失について、単年度で他の金融商品の利益から控除しきれない部分を翌年以降へ繰り越し、課税年度を超えて損益通算を行うことを可能とする措置が必要不可欠であると考えます。

現行制度においては、上場株式等の譲渡損失について3年間の繰越控除及び配当等との損益通算が認められておりますが、株価の下落により大きな損失を被った投資者にとって3年間の繰越控除期間は十分ではなく、個人投資家に発生した譲渡損失の多くが、繰越控除されることなく3年間の期限を迎えているという実態があります。また、法人税においては、現行9年間の繰越控除が認められており、上場株式等の繰越控除期間は遥かに短い現状でございます。

投資者がリスクを取りやすい市場環境を整備し、「貯蓄から資産形成へ」の施策をさらに推し進める観点から、現行の上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（3年間）を延長するよう要望いたします。

【上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除期間の延長】

	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
年間譲渡損益	▲500万円	なし	なし	なし	300万円	▲100万円
前年からの繰越譲渡損失	なし	▲500万円 (1年目)	▲500万円 (2年目)	▲500万円 (3年目)	0円	0円
翌年への繰越譲渡損失	▲500万円	▲500万円	▲500万円	0円	0円	▲100万円
相殺後の課税対象譲渡所得	0円	0円	0円	0円	300万円	0円

【現行制度】2018年分の500万円の譲渡損失は確定申告により翌年以降3年間(2021年まで)の繰越が可能

【問題点】上図のように、500万円の譲渡損失が生じた翌年以後3年間に利益がなく、4年目(2022年)に生じた300万円の利益に対して損失の繰越控除ができない

3. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

企業が行う利益剰余金の配当は、税引き後の利益を原資としているため、配当金の支払いを受けた個人又は法人において配当金に課される所得税又は法人税は、本来的に二重課税であるといえます。この点、個人が確定申告を行って配当金について総合課税を選択した場合の配当控除や、配当金の支払いを受けた法人における益金不算入規定など、現行法令上においても二重課税を調整するための一定の措置が講じられておりますが、いずれも二重課税を完全に解消するものとはなっておりません。

また、2014年より上場株式等の配当所得に係る税率が引き上げられたほか、平成27年度税制改正により法人の益金不算入規定に係る不算入割合が引き下げられるなど、足元では配当金への課税を強化する方向の制度改正が行われており、二重課税への懸念は一層強まっている状況にあります。

二重課税の調整を徹底することにより法人や個人が受け取る配当金の手取り額が増加すれば、その分の資金は新たな投資に回されることが想定され、これが法人における積極的な設備投資や個人における市場へのリスクマネーの供給につながり、結果として、経済成長に伴う企業収益及び個人所得の上昇という望ましい形での税収増加に資するものと考えられます。

個人及び法人における積極的な投資を後押しし、成長と分配の好循環を実現する観点から、配当の二重課税排除の徹底を図るための法人税と所得税の二重課税を調整する措置として、例えば、配当所得の課税標準額については受取額の2分の1の金額とすることを要望いたします。

【受取配当等の益金不算入制度】

株式等保有割合	受取配当等の額
100%(完全子法人株式等)	100%益金不算入
3分の1超 100%未満(関連法人株式等)	100%益金不算入＋負債利子控除
5%超3分の1以下(その他の株式等)	50%益金不算入
5%以下(非支配目的株式等) ^(注1)	20%益金不算入
証券投資信託 ^(注2)	0%益金不算入又は100%益金算入

(注)1. 保険会社の場合は40%益金不算入。

2. 特定株式投資信託(外国株価指数連動型を除く)の場合は非支配目的株式等と同様。

IX 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関負担軽減のための税制措置

1. 特定口座の利便性向上

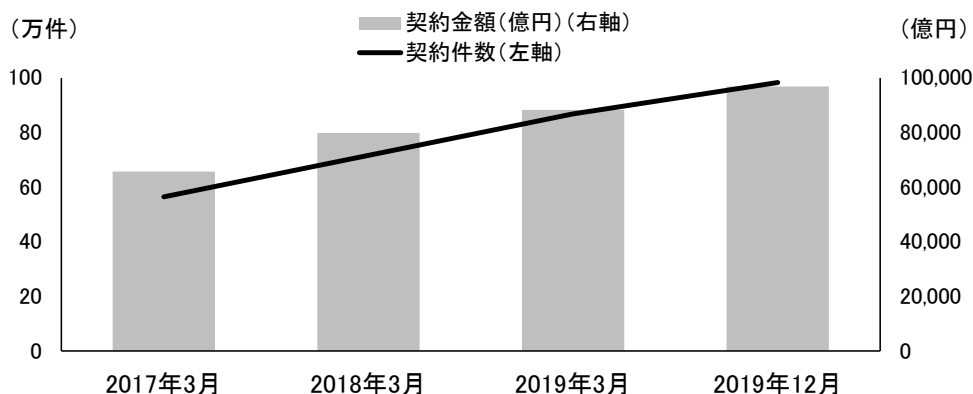
- ① 源泉徴収選択口座における投資一任契約に係る費用の取扱いについて、確定申告を行う場合と整合的なものとする

投資運用業者が、顧客に代わって投資判断や運用資産の配分調整を行う投資一任契約は、これまで法人等の資産規模の大きい投資家との間で締結されるのが一般的でした。しかし近年では、ラップ口座やファンドラップといった名称で、個々人の資産状況・人生設計に合わせた資産運用サービスを提供する証券会社が増えており、契約件数・契約金額ともに拡大を続けております。さらに直近では、AI等の情報処理技術を活用して、従来よりも低コストな資産運用サービスを提供する業者も登場しております。こうしたサービスは、ロボ・アドバイザーとも言われ、スマートフォン等を通じて若年層を中心に利用が拡大しております。

これらの個人向けの投資一任契約では、一般的に、運用資産の金額に応じて徴収する固定報酬と、契約期間中の運用成果に応じて徴収する成功報酬の2つの費用が発生します。これらの費用が特定口座内において生じた場合は、確定申告を行うことによって、上場株式等の売却に要した費用の額として、いずれも計上することが可能となっております（国税庁ホームページ／確定申告書等作成コーナー／よくある質問／「特定口座の申告に際し費用を追加計上できる場合」参照）。一方で、特定口座内での上場株式等の譲渡所得について原則として確定申告が不要となる源泉徴収選択口座では、その源泉徴収税額の計算時における、投資一任契約の固定報酬・成功報酬に関する取扱いが明確化されておらず、確定申告を行う場合との間で、差異が生じております。

個人投資家の利便性を確保する観点から、源泉徴収選択口座においては、その源泉徴収額の計算時に投資一任契約に係る費用を計上することが可能であることを明確化し、確定申告を行った場合と同様の取扱いとしていただくことを要望いたします。

【投資一任契約の契約金額・契約件数の推移】



(出所) 投資顧問業協会

- ② 上場株式等の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税を繰延べるとともに、当該上場株式が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること

現行の租税特別措置法の規定では、米国預託証券（ADR）に代表される外国株預託証券とその裏付け資産である原株式との交換によって取得する上場株式等について、この交換自体では経済実態や投資の継続性に実質的な変更が生じないにも関わらず、譲渡として取り扱われ、ADR を特定口座で保有していた場合でも、その交換によって取得する上場株式等を特定口座に受け入れることができません。

経済のグローバル化の進展によって個人投資家が外国株預託証券を取引できる機会が増えている点等を踏まえれば、これらの上場株式等について、特定口座への受入れを可能とすることは、特定口座の利便性向上に資する重要な要素であると考えます。

このように、上場株式等の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態や投資の継続性に実質的な変更が無いと考えられるものについて、課税を繰延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていた場合は、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすることを要望いたします。

- ③ 上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること

国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範において、内閣総理大臣その他の国務大臣、副大臣及び大臣政務官（以下、「国務大臣等」といいます。）は、その在任期間中、株式等の有価証券の取引を自粛することが求められております。さらに、就任時には、その保有する株式等の有価証券を、信託銀行等に信託し、在任期間中に契約の解約及び変更を行ってはならないこととされています（注）。

現行規則では、このようなやむを得ない状況において上場株式等を信託した場合であっても、信託契約の解約後に、当該上場株式等を特定口座に受け入れることができず、特定口座の利便性が損なわれているとの指摘があります。

こうした指摘を踏まえ、取得日、取得価額が明らかな上場株式等については、一定の要件のもと、上場株式等に係る信託契約の解除後に特定口座への受入れ措置を講じることを要望いたします。

（注）就任時において、特定口座で運用しているものは、信託義務の対象外となります。しかし、国務大臣等の職を退任した際に、同口座の在任期間中の取引残高報告書を内閣官房長官に提出し、在任期間中に取引を行っていないことを明らかにする必要があります。

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び対象債券等の範囲の拡充を図ること

国内金融機関等が債券現先取引等（以下、「レポ取引」といいます。）を行う際に、外国金融機関等に対して支払うスタート取引に係る金銭とエンド取引に係る金銭の差額（レポレート）については、国内金融機関の短期資金の調達を円滑にする観点から、「非課税適用申告書」の提出等の一定の要件の下、源泉徴収を免除する特例が措置されております。

平成 29 年度税制改正では、我が国国債市場の流動性の確保や国内金融機関の短期資金の調達の円滑化を更に徹底する観点から、国内金融機関等が特定外国法人（外国ファンド等）との間で日本国債を対象債券として行うレポ取引についても、一定の要件の下で前述の特例の適用対象とする時限措置が講じられました。令和元年度税制改正では、外国投資家及び外国金融機関が参加しやすい市場を形成し我が国レポ市場をより活性化する観点から、適用期限が延長されるとともに同特例措置の対象債券について、従来の日本国債に加え、一定の外国国債等を加える等の拡充が図られました。このレポ取引に係る利子の課税の特例が、2021 年 3 月末をもって適用期限を迎えることから、この期限の撤廃又は延長及び対象範囲の更なる拡充を要望いたします。

- ② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること

平成 27 年度税制改正において、「外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例」が創設され、国内の金融機関等や清算機関が外国金融機関等との間で店頭デリバティブ取引を行う際に、外国金融機関等から証拠金として差し入れられた現金担保に付される利子について、当該店頭デリバティブ取引が一定の要件に該当するものである場合には、源泉徴収を免除する措置が講じられております。

店頭デリバティブ取引は、証券会社等が様々な取引に係るリスクをヘッジするために必要不可欠なツールとなっていますが、市場の重要なプレイヤーである外国金融機関等とのデリバティブ取引について、証券会社等や清算機関に差し入れられた証拠金の利子が源泉徴収の対象となる場合、外国金融機関等にとっては取引コストの上昇となるため、我が国の証券会社等との取引を控えることに繋がり、店頭デリバティブ取引の縮小や証券会社等における取引リスクの上昇要因となりかねません。この外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例が、2021 年 3 月末をもって適用期限を迎えることから、この期限の撤廃又は延長及び外国金融機関等の範囲の拡充を要望いたします。

③ 一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

2018 年 10 月から効力が発生している、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約」（以下、「新日・露租税条約」といいます。）では、通常の配当所得については 5 % の軽減税率が適用されることとなりました。一方で、源泉地国内にある不動産を主たる資産（総資産の 50 % 以上）とする法人の発行する株式等（以下、「不動産化体株式」といいます。）から得られた配当所得が、15 % の源泉徴収課税の対象とされました。また、不動産化体株式の譲渡によって生じた所得については、その源泉地国での租税を課することが可能とされています。

新日・露租税条約において、不動産は、「いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む」とされており、その範囲を非常に広く定義しています。さらに、不動産化体株式に該当するか否かの明確な判定基準が、現在まで国税庁通達等で示されておらず、株式の発行体が不動産化体株式の該当性について説明する義務もないため、源泉徴収を行う金融機関側においては、顧客の保有する株式等が不動産化体株式であるかどうかの判断が行えない状態にあります。さらには、今後、同様の規定が他の租税条約においても盛り込まれる可能性も指摘されています。

このような現状を踏まえば、不動産化体株式の該当基準が示されるまでの経過措置として、不動産化体株式に対する租税条約上の源泉徴収税率（新日・露租税条約の場合は 15 %）の適用を行わない旨の規定を設ける等、金融機関の実務に配慮した方策を講じることが必要不可欠です。また、不動産化体株式の該当基準が示された場合においても、金融機関が公表情報のみを用いて不動産化体株式の該当性を判断することは困難です。そのため、不動産化体株式に該当することとなった株式の発行体に対しては、その事実を公表し、所轄税務署に届け出ることを義務付けるとともに、国税庁ホームページ等において、不動産化体株式の一覧を公表することを併せて要望いたします。

【新日・露租税条約における配当所得の源泉徴収税率の区分】

	旧租税条約	新租税条約
配当	15%	免税：年金基金受取
		5%：議決権保有割合 15%以上、保有期間 365 日以上
		15%：不動産化体株式
		10%：その他

（出所）外務省

X その他の税制措置

- 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、第三者への株式譲渡による事業承継について、譲渡益課税を猶予する措置を講じること

中小企業庁が 2019 年 2 月に公表した資料（「事業承継・創業政策について」）によれば、2025 年には、平均引退年齢である 70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約 245 万人に達し、うち約半数の 127 万（日本企業全体の 3 分の 1）は後継者が未定の状態に陥るとされています。こうした状況を放置すれば、中小企業の廃業が急増することにより、2025 年頃までの 10 年間累計で約 650 万人の雇用、約 22 兆円の GDP が失われる可能性が指摘されています。また、新型コロナウイルスの感染拡大によって、自主廃業を迫られる中小企業も少なくないと考えられ、中小企業の廃業が急増することも危惧されます。

こうした状況を解決するため、政府の成長戦略においても、円滑な事業承継を後押しし事業の維持を図りつつ世代交代を含めた新陳代謝を促すため事業承継税制の活用を促進することが施策として盛り込まれており、証券会社でも事業承継コンサルティングサービスの提供を行う等の取組を進めているところです。

しかし、現行の事業承継税制では、先代経営者から後継者に対して株式等を贈与・相続した場合の納税猶予・免除措置がありますが、企業買収（いわゆる M&A）による事業承継等、先代経営者が後継者に対して株式等を売却する場合については、優遇措置が存在しないため、先代経営者には株式等の売却益の 20%の譲渡所得税を支払う義務が生じます。このことは、M&A による事業承継がなかなか進まない要因の一つになっていると考えられます。

以上を踏まえ、幅広い事業承継の仕組みを後押しし、世代交代を含めた経済の新陳代謝を促すことにより、我が国経済のさらなる発展を実現するため、第三者への株式譲渡による事業承継について、譲渡益課税を猶予する措置を講じることがを要望いたします。

- 投資信託等（証券投資信託・ETF・JDR・REIT 等）に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと

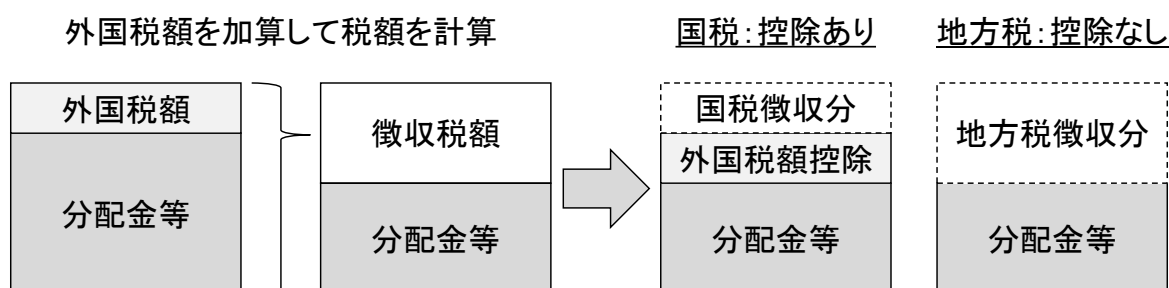
これまで投資信託等が外国で納付した税額については、これらの投資信託等の収益の分配に係る源泉徴収所得税の額から控除することによって二重課税調整がされていましたが、一般に、公募株式投資信託の収益の分配のように、外国税額を納付した者（投資信託等の投資信託財産の名義人である信託銀行）と源泉徴収義務者（支払の取扱者である証券会社等の販売会社）が異なる場合は、外国税額控除の適用ができませんでした。

この点について、平成 30 年度税制改正によって、2020 年 1 月以降、外国税額を納付した者と源泉徴収義務者が異なる場合でも外国税額控除制度が適用されることとなり、令和元年度税制改正においては、実務の負担軽減の観点から、控除外国税額の計算方法や適用要件等の見直しが行われています。

外国税額控除制度では、投資家が受け取る分配金額に投資信託等が外国で納付した税額を加算した額（以下、「グロスアップ額」といいます。）を用いて、国内における源泉徴収額を計算し、そこから二重課税に相当する分を控除することとされています。住民税の計算において、この外国税額控除制度は適用対象外となっていますが、一方で、税額計算の基礎となる課税標準額は国税に準じてグロスアップ額を用いることとなっています。このため、投資家においては、加算された外国税額分だけ、住民税の負担が増してしまうことになります。

昨今の経済のクロスボーダー化の進展に伴い、投資信託等による海外資産への投資が増加していけば、外国税額控除制度の利用も増加することが予想されますが、先述のように、国税（所得税）と地方税（住民税）では外国税額控除制度の取扱いに差異が生じることとなります。この状況を改善し、投資家の負担増を防ぐ観点から、投資信託等の外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すことを要望いたします。

【地方税における投資信託等に係る外国税額控除制度のイメージ】



地方税には外国税額控除制度がないため、加算された外国税額の分だけ、地方税負担が増してしまう

○ 投資法人等に措置されている登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を延長すること

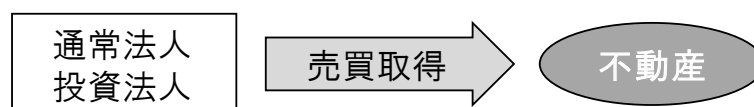
登録免許税は、不動産や会社の登記を行う際に課される国税であり、本来であれば不動産の所有権の移転の登記に際して当該不動産の価額に2%の税率をかけた税額を納付するところ、租税特別措置法第83条の2の2第3項の規定により、投資法人が特定資産となる不動産を取得した場合には当該不動産の価額に1.3%の税率をかけた税額を納付することとする軽減措置が設けられております。

同様に、不動産を取得した者に対して課される道府県民税である不動産取得税に対しては、本来は不動産を取得した時に価格に4%をかけた税額を納付するところ、地方税法附則第11条第5項の規定により、投資法人が特定資産となる不動産を取得した場合には、不動産を取得した時の価格から当該価格の5分の3を控除した金額を課税標準として、同法附則第11条の2第1項の規定により3%の税率をかけた税額（実質的に不動産価額の1.3%）を納付することとする軽減措置が設けられております。

こうした登録免許税・不動産取得税に係る軽減措置は、いずれも適用は2021年3月末までとなっております。一般的に、これらの軽減措置については、不動産証券化の促進や不動産取引の活性化による土地の有効利用を目的としたものと考えられておりますが、2021年3月末で期限切れとなった場合、REITにおける不動産の取得コストが上昇して不動産証券化の停滞を招くだけでなく、コストの上昇によりREITの分配金が減少し、安定的な高配当に支えられた我が国REIT市場の魅力の低下につながる懸念があることから、2021年3月末に期限を迎える不動産取得税の税率に係る軽減措置を延長することを要望いたします。

【投資法人等に係る登録免許税・不動産取得税の軽減措置】

＜不動産の取得：不動産取得税＞



＜不動産の移転登記：登録免許税＞

		通常法人	投資法人
不動産取得税		不動産価格の 3.0% ^(注)	不動産価格の <u>1.2%</u>
登録免許税	建物	不動産価格の 2.0%	不動産価格の <u>1.3%</u>
	土地	不動産価格の 1.5%	不動産価格の <u>1.3%</u>

(注)本来は4%のところ、地方税法附則第11条の2項第1項の規定により3%に軽減されている。

- 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

平成 29 年度税制改正において、上場株式等の配当所得及び源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡所得等について、国税と地方税で異なる課税方式の選択が可能であることが明確化されました。これによって、例えば、上場株式等の配当所得について、国税の計算においては申告分離課税を選択して上場株式等の譲渡損失と通算する一方、地方税の計算においては申告不要を選択して源泉徴収で課税を完結することにより、住民税における所得金額を基に算出される国民健康保険等の保険料の増加を回避するなど、納税者の選択肢を広げる効果が期待されています。

他方で、納税者が国税と地方税で異なる課税方式を選択するためには、国税に係る確定申告書の税務署への提出と、地方税に係る申告書の自治体への提出の両方が必要となることから、納税者におけるこれらの確定申告書及び申告書の作成に係る作業負担が懸念されるところです。

この点について、地方税法の規定により、地方税に係る申告書を提出する前に国税に係る確定申告書を提出した場合には、その確定申告書の記載事項をもって地方税に係る申告書が提出されたものとみなすことから、国税の計算において総合課税又は申告分離課税を選択し、地方税の計算において申告不要を選択するケースであれば、国税の確定申告書に「該当する上場株式等の配当所得又は源泉徴収選択口座における上場株式等の譲渡所得について、地方税の計算においては申告不要を選択する」旨が記載されていれば、国税に係る確定申告書の提出のみで、国税と地方税で異なる課税方式を選択することが実務上も可能と考えられます。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」（いわゆる骨太方針 2020）においては、デジタル・ガバメントを強く推し進める観点から、行政手続のオンライン化、ワンストップ・ワンスオンリー化を抜本的に進めることとされ、各府省庁に対し、申請書類の可能な限りの縮減を行うことを求めています。

納税者の提出書類を削減することで申告時の利便性向上を図りつつ、行政手続のワンストップ・ワンスオンリー化を推し進める観点から、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすることを要望いたします。

以 上

日本証券業協会

〒103-0027

東京都中央区日本橋 2 の 11 の 2
(太陽生命日本橋ビル 8 ～ 11 階)

電 話 03 (6665) 6800